

# 林政審議会 議事録

## 1 日時及び場所

平成23年4月21日（木曜日）11:00～15:10

農林水産省 本館7階 第3特別会議室

所在地：東京都 千代田区 霞ヶ関1-2-1

## 2 出席者

### ・委員（敬称略）

井上篤博、岡田秀二、加賀谷廣代、葛城奈海、金井久美子、上安平冽子、黄瀬稔、  
合原真知子、鮫島正浩、田中里沙、藤野珠枝、前田穰、安成信次、横山隆一

### ・林野庁

## 3 議 事

- （1）東日本大震災への対応状況（説明事項）
- （2）森林法の改正について（説明事項）
- （3）全国森林計画の変更について（説明事項）
- （4）森林・林業基本計画の変更について（説明事項）
- （5）その他

○三浦林政課長 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

初めに、定足数について御報告いたします。本日は、委員20名中14名の委員に御出席をいただいております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、本日、御出席予定でありました鈴木委員は、所用のため、急遽、御欠席ということで御連絡をいただいております。

それでは、岡田会長、よろしくお願いいたします。

○岡田会長 皆さん、おはようございます。大変お忙しいところをお集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

実は、本日、席が用意されておりますが、田名部農林水産大臣政務官が出席の上、ごあいさつという予定でございましたが、急遽、国会の都合で出席ができなくなりました。大変申しわけありませんが、林野庁長官に代わってごあいさつを賜れば幸いです。

○皆川長官 おはようございます。田名部政務官は、災害対策委員会のほうで今日、急遽、質問が出まして、それに御対応いただいているということでございますので、代わってごあいさつをさせていただきます。

委員各位には、大変御多用のところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。多分、この林政審議会は、ほかの審議会が震災後、予定を延期するといったようなことが多くある中で、多分、一番精力的に御議論いただいている審議会ではないかと思っております。

会長からもこの前お考えについて述べておられましたけれども、今回の森林・林業の再生の問題と多分、震災によって被災された地域の復興という問題は不即不離といいますか、重なる部分が非常に多いという認識のもとに、私どもとしては検討のテンポを緩めることなくやるべきであるという認識のもとに、この審議会が今、運営をさせていただいているのではないかと思います。

それと申しますのも、今回の復旧・復興という観点で見ましても、それに必要な木材等の安定供給をどう図るかという観点では、森林・林業施策をどう展開するのかということと、まさしく表裏一体の問題だと思っておりますし、また東北地域、特に海岸部において大きな被災があったわけでございますが、それに向けての防災の問題をどう考えるかという中でも、例えば海岸林といったものを、今後どう再生・整備していくのかということが当然に入ってくるということだと思えます。

また、今回の地震・津波ということに合わせまして、原子力災害ということも起こっているわけですが、これについても、例えばエネルギー供給の在り方として、分散型のエネルギー供給といったようなこと、また、まちづくりという面でも、もう少しコンパクトなまちづくりということを考えたときには、そこでのエネルギーのどういった供給の在り方があるのかという中では、木質バイオマスによる熱源も含めたエネルギー供給の在り方といったようなことも、大きな検討の視点に入ってくるのかなと思っております。

そういう意味で、国全体の森林・林業施策の推進ということになりますが、それが今回の震災からの復興、日本の新しい東北地域の再生ということについて大きく示唆を与える、また影響すると

いう認識のもとで、私どもも鋭意取り組んでまいりたいと思っております。

そういった意味合いのもとでの審議会なのではないかと、我々も認識しているということでございます。

今日、前段では震災との絡みで、こういった被害があり、またそれに対する対応をどうとっているのかということの御説明もありますが、それに加えて大事な点としては、復旧の予算ということで、第1次補正予算というものの編成作業を今しております。これの大きな考え方としては、応急・緊急な復旧ということに限定をして編成をするんだと。その後の復興ということについての予算は、2次補正以降ということになるのではないかと認識のもとで、今、1次補正の編成が行われております。

これについても若干触れておきますと、私どもとすれば、まず森林の被害があったところについて、応急的な治山事業等での対応をするということも当然盛り込んでおりますし、林道の災害等々ということもございしますが、それに加えて、緊急・応急の復興資材の供給ということに不可欠な合板、更には製材企業の被災というものに対する応急的な復旧可能な部分については、1次補正でその支援の予算も盛り込ませていただいたということでございますし、また、当然にそういった地域の木材加工業に対する供給として準備していた木材を他地域に転送するといったようなことの取組ということについても、所用の予算の計上を考えているところでございます。

また、非常に多数のがれきが今回生じているわけですが、その中で特に大きく木質系のがれが多く出ているという認識に立っておりまして、それをただただ、そのままの形で埋却することではなくて、活用が可能な木質系のがれきについては、それを例えばチップ化をいたしましてバイオマス発電といったようなことに活用する。また、ボード等に加工するといったことが可能な部分は加工していくといったようなことに必要な予算ということについても、一定の額を計上するよう努力をしているところでございます。

そういった1次補正の対応ということについても、私どもとしてはなるべく早くそれを上げていただきまして、一日も早く被災地でそれが活用できるようにということを念願をしているところでございます。

また、最後になりますけれども、この前の審議会の際に御説明もさせていただきましたが、森林法の改正ということで、今回の森林・林業再生プランを裏づける法律については、これが一部被災地域の復旧ということについても役立つ部分がございましたので、そういったことを訴えさせていただいた結果、衆議院・参議院において全会一致で可決・成立いただいたところでございまして、今週、明日、公布させていただくと。一部の規定は、公布日から即施行させていただくといったようなことで対応させていただいたところでございます。

これまでの間、この森林法の改正ということについても、委員各位からのいろんなご意見も賜りながらやってきたところでございますので、最後に御報告させていただきまして、冒頭のごあいさつとさせていただきます。

是非、活発な御審議をいただきまして、森林・林業の再生と、更には震災からの復興と、また東北地方の再生ということにつながります基本計画ということについて、それが進展をしますことを

心より念願しているところでございます。

今日は、どうもありがとうございました。

○岡田会長 どうもありがとうございました。大変力が出る、展望が与えられたようなごあいさつをいただきました。御礼を申し上げます。

それでは、早速ですが、この次第に沿いまして議事を進めてまいりたいと思います。

ただいまもお話がありました、「東日本大震災への対応状況」が1番目でございます。事務局から御説明をいただき、御質問、御意見もいただきたいと思います。お願いいたします。

○三浦林政課長 それでは、右上に1番と振りました「平成23年東日本大震災の林野関係被害と対応」という資料に基づきまして、御説明いたします。

既に、前回の審議会で1回御報告させていただいております。その資料をもとに、その後、変化した部分等、下線部を引いたりして改定しておりますので、その部分を中心に御説明させていただきます。

まず、1番目の林野関係の被害の状況ですけれども、前回の審議会では172億円というふうに御報告申し上げておりましたが、およそ6倍の1,000億円ということで、3週間ほどで被害の状況がある程度把握できたということで、額が増えております。特に黒字白抜きの下から2番目、「木材加工・流通施設」が500億円という被害額が明らかになったということで、全体の被害額が大きくなっているという状況でございます。

次のページに参りまして、3番目の(1)燃料・食料の関係ですけれども、木炭・練炭等につきましては、ある程度、現地に行き渡ったということかと思いますが、現地からの要望がないため、要望があれば、すぐに提供できるという体制はもう既に解除しております。今後出てくれば、その都度、対応するということにしております。

(2)の仮設住宅の関係でございますけれども、ここにありますように、木材の安定供給、価格の安定等について、関係者への協力要請、あるいは調査の実施等々を行っておりますほか、先ほどの長官のあいさつにもありましたとおり、今、政府内で仮設住宅用の木材の安定供給に向けた第1次補正予算案につきまして、最終的な詰めを行っているところでございます。

次のページの4番、原子力関連が新しい項目になります。これはしいたけの関係でございますけれども、最初のポツにありますように、今時点で福島県の食品中のしいたけの検査結果、73件中8件で、これは原木生しいたけの露地栽培、同じ原木生しいたけでも施設栽培のものについては大丈夫なのですが、この露地栽培については暫定規制値を上回る放射性ヨウ素、セシウムを検出したということでございます。

これを踏まえまして、原子力対策本部長、これは内閣総理大臣ですが、本部長から福島県知事に対しまして、関係自治体の長、関係事業者、住民に対し、まず飯館村については摂取を控えるよう要請することを指示をしたということでございます。

「また」以下ですけれども、これは飯館村を含む17市町村につきまして、原木しいたけ(露地栽培)については、当分の間、出荷を差し控えるよう関係者に要請することを指示をしたということでございます。

また、厚生労働省は、この指示を踏まえまして、原木しいたけの放射性物質検査を実施するよう1都8県に通知をしたという状況でございます。

今後、福島県及び関係省庁と連携しつつ、安全なしいたけの供給のためにモニタリング等を実施していくことにしております。

続きまして、別添1、2は後でござんいただくとして、別添3、仮設住宅関係の動きについて御説明申し上げます。

まず、別添3の①でございますが、これは国交省の住宅局が作成した資料で、4月5日時点のものでございます。

まず、震災発生直後の3月14日に国土交通大臣から住宅生産団体連合会というところに2カ月で少なくとも3万戸の供給ができるよう要請したということでございますが、その後、被災各県から逐次、応急仮設住宅の必要戸数が積み上がってまいりまして、この時点では6万3,000戸ということで要請があったところでございます。この時点では6,300戸が着工済み、または着工予定ということでございました。

こういった状況を踏まえまして、まずこの時点では、1番にあります、2カ月でまず3万戸の供給を行うと。その後の3カ月で3万戸程度の供給を行うよう準備を進めるということで目標が設定されたところでございます。

次の2番にありますように、この住宅生産団体連合会に対し協力を要請するとともに、被災地域の復興支援・雇用創出の観点も踏まえ、地域の工務店などの建設業者などによる応急仮設住宅の供給を促進する各県の取組を支援するという方針が示されたところでございます。

これを受けまして、林野庁のほうでもその地域の木材をできるだけ仮設住宅の建設に当たって使っていただけるよう、さまざまな情報提供等を行ってきたところでございます。

また、次のページの4番でございますが、応急仮設住宅の建設用地の確保、これが特に三陸を中心として難航しておりますので、国有地や国の機関が保有している用地等を積極的に活用することになっておりまして、林野庁からも地図と併せて、どこにどういう土地が使えるのかということ国土地交通省及び被災各県に情報提供しているところでございます。

また、建設に当たりましては、5番にありますように、地域の労働力を最大限活用するということになっております。

飛ばしまして、次の8番でございますが、地震の発生に伴い、一部の住宅関連資材の工場が被災した、あるいは資材輸送が滞っている、計画停電があるということから、一部、生産に混乱が生じているということで、住宅関連資材の供給不足が懸念されていることは御承知のとおりでございます。

このため、こういった資材の確保に支障が生じないように、関係省庁が連携して取り組むとともに、全国的な資材需給の逼迫に対応するための対策を進めるということで、先ほど申し上げましたような予算なども検討しているところでございます。

次の別添3の②でございますが、先ほど6万3,000戸と申し上げたその要請戸数が更に今時点で積み上がっておりまして、約7万3,000戸、各県から要請が出ているところでございます。うち着

工したものが1万1,000戸強ということでございまして、これからまたこの仮設住宅の建設に向けてさまざまな取組を強化していかなければならない、そういう状況になっているところでございます。

私からは以上です。

○岡田会長 ありがとうございます。

それでは、御質問、御意見をいただきたいと思います。

なかなかペーパーにあらわれないことで、私、地元にいるものですから、1つだけ補わせていただきますと、現実には町村が実態をなさない、そういう状況に、壊滅的な被災でございました。そうすると、被災している人たち、避難所、あるいはそこへ向けてのさまざまなライフラインはもちろんのこと、それ以外のことも伝わらない、あるいは情報発信ができないという状況がずうっと長いこと続きました。

一方で、まだ3月11日の東北のことで、大変寒うございます。

何が言いたいかというと、一番機能したのは、きちんと上意下達の指揮命令系統が機能する組織が一番頼りになったということなのです。それは、一つには、自衛隊があるかもしれません。しかし、国の組織、県の組織、あるいは町村自体の組織も含めて、民生支援でここはやるぞといって一番機能したのは、実は昔で言う営林署、担当区まで含めて、そういった地域との関連があったり、土地があったり、物があったり、そして人がいるという、それが国の直接の組織ですから、それが現場を持っているということの強み。一番最初のペーパーのところで、コンロですとかいろんなこと、あるいは、当時は電気もない、ガソリンもないという状況の中で、一番機能したというのは、この①、②の民生支援という言葉で言っていいたと思うのですが、それが国有林野の組織がきちんと現場を持ち、人を段階的に持っているがゆえに機能したという、これは大変大きいなというふうに変更して強く感じております。

表に全く出てきておりませんが、このとき一緒に気になってくれたのは、今は森林総研というところの屋根をかりているわけですが、水源林造成をしながら森林を民有林も含めて管理するという組織で、農地森林整備センターと言っていますが、そこが地方にきちんといろんな支所的な機能を持った組織であって、人がいますし、具体的にこの地域の人との結びつきが大変いいのです。そこが表に出てきておりませんが、機能しております。そこを付け加えさせていただきます。はい、どうぞ。

○鮫島委員 多分、いろいろなことが実はあると思うのですが、ただ、私の立場ということで、木材利用ということで、このたびの震災であそこにおられます井上委員のところなどもまさにそうなのですが、木材を加工して生産する、そういう現場というのは相当痛手を受けているということで、合板工場ももちろんありますし、製紙関係も、特に日本製紙とか三菱製紙とか、その辺はかなり被害を受けているということですね。

まずそこへの手当てというのも考えなければいけないと思うのですが、それは一番下流にあるわけですね。その上に中流域があって、そこへ資源を供給していたところが、出先がなくなってしまうということで非常に困っているという話を聞くわけですね。それで合板ということがまず出てくるわ

けですが、それ以外にも製材もありますし、あと日本製紙の方から言われたのは、木材のチップを、自分たちもやっていたけど、自分たちの工場が動かなくなって、今度、チップ工場の人が非常に困っているのではないかと。そういうところちゃんと手当てをしていただければと、そういう意見をいただいています。

多分、更にその上にまだ森林があるわけで、その辺のつながり、それぞれに対する手当てというのは具体的にどういうふうに動いているのかというのが、私が一つ質問したかった点です。

もう一つは、がれき、国有林をがれきの置き場に提供されるということ、それは非常に的を射ている対応ではないかと思うのですが、これは林野庁の方にお伺いすべきかどうかかわからないのですが、がれきと一言で言ってしまうのですが、実際いんろんなものが入っていて、その中には御遺体もまだ入っておられるかもしれないし、思い出の品とか、証券だとか、価値のあるもの、そういうものも多数あると思うのです。そういうものが一緒に全部まざっている。津波でもともとあった地域から別の地域に移っているものもあって非常に大混乱したような状況の中で、これを具体的にどうやって仕分けをして、戻すべきものは戻すし、利用すべきものは利用する、その辺の仕分けの仕方というのは、だれがどういうふうに今動かしているのか、その辺、わかる範囲で結構なのですが、教えていただければと思います。

○皆川長官 1つ目の、今回の場合、川上から川下まで全部が被災しているということですので、それぞれのところでいろんな手当てが要るんだと思うのです。例えば、いろんな操業が止まってしまふということによって、信用不安が起こるかもしれないということもあるわけで、そういったものについては、例えば、そういった運轉的な資金だとか、当座の資金需要みたいなことにこたえないと、まずは困っちゃうということがありますので、そういったものについての融資、保証といったようなことの対応も今回の1次補正では入っているということです。

それ以外に設備の復旧云々とか、例えばどこかで滞貨してしまっていて、それをどこかに転送しなきゃいかんようなものというものについては、まず現にあるものを転送みたいなことで、最低限、今回、必要なものは盛り込んだつもりでございます。

設備の復旧云々については、今回は応急復旧なので、例えば本格的に建屋まで全部やられた工場がもう一回再建していくということについての予算というのは、2次補正以降の本格復興の予算だろうということなので、例えば、機械そのものは何とかもっているんだけど、電気部品が全部だめになったといったようなものについては、その電気部品の取りかえといったようなことができるような応急的な復旧の部分、これでとにかく早期にいろんな資材が生産できるようなものにつなげるような予算ということで、今回の場合は、応急復旧ということでの予算が第1次補正には入れているということでございます。

当然、それだけで済むとも思っておりませんので、本格復興の中でどういったことができるかということは、それぞれまた被災の状況だとか、被災額自体が日々かなり動くということの中でやっておりますから、1次で乗りおくれたからといって、今後、事後も一切関係なしみたいなことにはならないというふうに我々は思っております。

もう一点のがれきの話でございますけども、これは非常に難しい論点を含んでおりまして、それ

それぞれの私有財産であったということであるわけで、そこで非常に悩ましいことがありますので、がれき復旧については内閣府の副大臣と環境省、これは廃棄物等廃掃法という法律の所管官庁が環境省でございますので、環境省が主になって、我々も入っておりますが、そこにがれき処理をだれがやるかということでの関係省庁、農林水産省であり、国土交通省でありというところが入っておりますし、また私有財産の処理ということでの法務省、場合によれば、御遺体の捜索との関係ということでの警察といったようなところの関係省庁が入ったがれき処理についての関係省庁の連絡会議というのがありまして、そのところでいろんな問題、例えば、金庫がいっぱい出てくるわけですね。その金庫をどうするか。まず、金庫はどこかによけておくのだけでも、その中をあけていいのか、いけないのかということについても、今回もあけるということにして、あけて持ち主を特定し返していこうということにしたようでありますが、更には、場合によったら自動車といったものについての取り扱いといったようなことを個々に検討しながらやっていくということになっています。

待っているだけではだめなので、持ち主の方にはあきらめいただいてという一部の割り切りもしながら、有価物というか、そういった思い出の品物についてはなるべくよけておいて、どこかで持っておいて、そこにありますよということを提示しながら、しばらくは持っているといったような対応でいこうというようなことで、整理しながら今、進めているところです。

その最後の姿として、最終処分の手前で、本当に量がすごく多いですから、その量を減らすという意味での、例えばがれきの中の木質系の部分はより分けて、有用物としてといいますか、ある程度利用可能なものとして利用した上で、量を減らしていくといったようなことについても、林野庁として一定程度予算を、例えばがれき処理の部分の選別だとかチップ化しているというようなことについての予算も計上させていただいたということでございます。

○鮫島委員 どうもありがとうございました。

もう一つ、それに関連することなのですが、今、そういうがれきの処理をするということについて、新たに法整備だとか制度をつくるとか、そういうことも必要なんじゃないかなと思うのですが、その辺も一緒に動いているということですか。今の法律というか、そういう制度で、がれきの問題というのはすべてその範囲内で対応できる問題なのでしょうか。

○皆川長官 なかなか難しい法律的論点は含んでおりますが、それを一挙に解決するような、例えば特例法みたいなもので、この部分についてはこういう特例的な扱いをするというようなことを取りまとめるだけで、多分、これは相当な時間がかかります。そういう意味では、解釈でそれを補って進めているというのが実態ではないかと思っています。

○岡田会長 ありがとうございます。そのほか、よろしいですか。

○葛城委員 前回、最後に岡田会長が提言された仮設住宅の建設を被災者の方が現金収入を得るための手段にしたらいんじゃないかというのをすばらしいなと思ってお聞きしていたのですけれども、今の御説明の中にちらちらと、それに相当するんだろかなと思われる文言は入っていたのですけれども、別添3の1の2とか5とかに入っているのですけれども、いまひとつ具体的に見えないというか、工務店などの各県の取組を支援するとか、事業者に対して要請するとかとあるのですが、投げ過ぎてないかなという感じがして、もうちょっと具体的などころをお伺いしたいのですけれど



も、どうなっているのでしょうか。

○沼田次長 仮設住宅の関係でございますけれども、先ほど御説明しましたように、3万戸、6万戸、今は7万戸ということになっております。そういった中で、国交省の副大臣を中心にして関係省庁集まって、きのうも会合があったのでございますけれども、そういったことで、少なくとも5月までには3万戸つくりましょうねということで話が進んでおります。

そういった中で、一つは最初の段階ではプレハブ建築協会中心で建設が進んでいた流れがあります。それに加えて地元の業者を使って仮設住宅をつくっていきましようという基本的な合意がなされまして、今、国のほうから各県にそういった仮設住宅の建設に当たって、地元の工務店なんかの建設業者を使った形で、それも含めてやっていただきたいという話をさせていただいております。

具体的には、岩手、宮城、福島、この3県なのですけれども、もう既に3県においてそういった標準的な仕様だとか、そういったものを公表した上で地元の業者さんが仮設住宅をつくるのに応募しませんかということで公募をさせていただいております。

福島県は公募が終わった段階でございますけれども、岩手と宮城は今、まさに公募中ということでございます。福島の場合もかなりの数の応募があったと聞いておりますので、これからそれぞれの県でそういった中身を精査して、地元材なり地元業者を使った形で仮設住宅の建設が進んでいくということになると思っております。

○葛城委員 何だかんだで大手ゼネコンが仕事を持っていつてしまっているという話も耳にしましたので、今の御説明を伺ってちょっと安心しました。

民間のほうでも国の動き出しがおくれるのであれば、民間で集まった義援金を使って、そこで臨時的に会社をつくってしまっ、地元の方をお雇いして、今、職を探していても面接に行くお金さえない方も多いと聞いていますので、そういった形でやっちゃったらいんじゃないかなんていう意見も私の周りにあるものですから、そうは言っても、先ほど会長の御意見にもありましたように、上意下達の組織というのが一番しっかりできるものであると思いますので、是非頑張りたいと思います。

○岡田会長 林野庁、随分頑張っているという私も聞いていますし、事実、それに近い、私たちの要求、あるいはこの場で話し合う、それにふさわしい内容が出てきているというふうに思いますが、なかなかハードルが高いようです。公募しているのですけれども、最低100棟はつくってくださいねというのが条件になっているようですね。それと、仮設住宅ですから、そこへ人がぼつと行ったときに、その瞬間から生活ができる条件、それが仮設住宅ですよということになっているようで、そうしますと、木造をつくることのできる、もう少しまではできるけれども、家電製品等々まで含めて、全部手当てをするという、そこまではなかなか難しいようですね。だから、ここへの人、ギアをどういう形か、サポートの手が伸びていくと本当はいいのかなという気がしていますが、それにしても、地域ごとに随分知恵を出し合いつつ、少しずつ木造の仮設が進みつつあるということは間違いのないと思っております。

なお、いろんな御意見をいただければ、そして林野庁は今、物すごく受けとめていただけますので、お願いをしたいと思います。

また、意見がありましたらお寄せいただくということにしまして、進めさせていただきます。

次は、先ほど長官からのごあいさつにもございましたが、「森林法の改正について」の件でございます。これにつきましては、企画課長さん、お願いいたします。

○安東企画課長 それでは、資料2に「森林法の一部を改正する法律の概要」という資料をつけております。それで今回、成立しまして、明日、公布になります森林法改正の概要を説明したいと思います。

今回の森林法改正につきましては、国会の審議におきまして何点か政府提案にプラスして改正事項追加になっております。政府提案自体は、前回、御説明をさせていただいておりますので、国会の議論で追加になった部分を中心に説明をしたいと思います。

もともと今回の森林法の改正法は、上のほうに書いていますけれども、森林・林業再生プランを法制面で具体化するということで、所有者がだれであろうと、森林の整備というのがちゃんと進むように手続を整備をするということと、森林計画制度をきちんと集約化を前提としたものにしていくという大きな2つの中身を含んでございます。

それに対して、Ⅱにあります「国会における修正の概要」ということで、何点か追加になっております。2枚目以降に改正の概要ということで、下線部を付した部分が国会審議で追加された事項になっています。

簡単に一つずつ説明しますと、まず1ページの第3のところ、無届伐採が行われた場合の行政命令の新設ということで、もともと政府提案では、届出をせずに伐採した者に対して、伐採後の造林命令がかけられるように、今まではずっと造林命令がかけられなかったんですけど、かけられるようにしようという内容だったのですけれども、国会の議論の中で、ケースとしては恐らくレアケースだと思うのですけど、例えば現行犯で無届伐採をしているところを見つけたときに、中止命令もかけられないのではちょっと不足なんじゃないのという議論がありまして、造林命令だけじゃなくて、伐採の中止命令もかけられるようにするというのが追加になっております。

それから、2ページの第4と第5の関係です。もともと森林法の発想としましては、所有者がだれであろうと、その利用の段階できちんと利用されるように法律でいろんな措置を講じていこうという体系ですので、所有者がだれかというのを把握するだとか、所有者がだれかによって取り扱いを区別するというような体系にはなっていないのですけれども、昨今の外国人の森林土地買収問題を契機に所有者の把握の関係で議論がございまして、もちろん所有者がわかっていないよりはわかっているにこしたことはないわけですので、そういったことも踏まえて、所有者の届出の制度を森林法の中に盛り込むと。

具体的には第4の1のほうに書いていますけれども、新たに森林の土地の所有者になった者は、市町村長に届出をします。ただし、森林法ではありませんが、既に国土利用計画法上、1ヘクタール以上の売買をした場合には届出をすることになっておりますので、そっちとの重複は省くという規定にさせていただいております。

それと併せて、第5のほうにありますように、国土利用計画法の届出であれば、市町村を通じてですけど、都道府県の土地部局に情報が行く、あるいは登記の情報であれば、法務省に情報がある

と。今回、森林法に基づく届出は林野部局に情報があるということで、行政の内部で部局で持っている情報が違うということもありますので、それらをちゃんと共有し合っていけば、所有者の把握はより容易になるということで、行政内部でちゃんと情報を共有しましょうという規定を追加をしていただいております。

３ページの第８の４番目、「国及び地方公共団体が講ずる措置」ということで、現行の森林法上は一般的な森林法の施行に必要な支援というのをちゃんと国、地方公共団体がやりなさいという規定はあるのですが、政策の方向性に照らして、もうちょっと具体的に示すべきではないかという議論がございまして、ここに書いてあるような具体的な項目について、国、地方公共団体のいわば努力義務の規定を置いていただいたということになってございます。

４ページの第９の施行期日のところですが、冒頭、長官から今回の震災の復旧・復興に使える規定もあってというような説明がございましたけれども、その関係ですが、もともと政府提案では基本的に24年４月１日から施行することを考えておりましたけれども、２点ほど施行期日を前倒ししていただいたものがございます。

一つは、公布日、即施行ということなんですけど、中身は、３ページに戻っていただくと、第８の２のところに「立入調査の主体の拡充」というところがあるのですが、森林の状況を調査する場合に、他人の土地に入ることになりますので、これまでは国、地元の県、市町村の職員だけしか、この森林法によって入ってもいいよという規定にはなっていなかったんですけど、今回、もともと政府から提案させていただいていた案で、職員以外でも知事さんとか市町村長さんが委任した人であれば、他人の土地に入って森林の調査ができるという規定、これはフォレスターさんなんかを想定して加えた規定ですが、そういう拡充案をとらせていただいておりますので、今回、いろいろ被害があって、なかなか森林の調査まで手が回らないというようなときに、例えばほかの県とかほかの市町村から林務の方に応援に来ていただければ、そういった方をお願いをして調査をしていただくということも、この規定を使えば可能になるということで、この規定について公布日、即施行をするという整理をしていただきました。

もう一つは、一番最初のページに戻っていただいて、もともと政府提案に入っていたⅠの（１）の①ですが、所有者が不明でも代わりに路網を設置しようとする場合に、ちゃんとその手続が進んでいくという規定の整備をするというのを盛り込んでいましたけれども、この規定を使えば、今後、復興の際にどんどん木材が必要になって、どんどん切り出していかなきゃいかんと。切れる山があるんだけれども、例えば入り口のところの路網の設置について、所有者の同意が得られない、あるいは所有者さんがわからなくて、切れるのに切れない、持ち出せないというような場合に、この規定を使えば、切り出しが容易になるということで、ただ、この規定については所有権の制限でございまして、公布日、即施行というわけにはいかずに、そういう所有権を制限する場合の最速の期間であります３カ月以内の施行ということで整理をしていただいております。

森林法の改正についての説明は以上です。

○岡田会長 ありがとうございました。

御質問、御意見ありますでしょうか。どうぞ。

○合原委員 森林の現況把握は市町村でもいいのですが、それを委託した方でもどこでもいいのですが、私、現場で30年やっています、この法律が施行される場合に、基本的に末端の人間の義務と責務というか、何もしなくて無断にどんどん試験を僕たちがやれるんだよみたいな形じゃ困ると。そうすると、現場のストレスは高まるし、これに反発する所有者だとか、普通の市民の方が多くなると思うので、そこは細かに、何が目的かということを実施する方はちゃんと責任を持って考えて、その目的のために基本的な努力はしていただいて、かつ、それができなかつたらというところを要綱として徹底していただきたいなど。でないと、上滑りをしていくと思います。

○安東企画課長 明日公布されますので、明日からこの規定施行ということになりますので、明日施行と同時に、この規定の趣旨等について各県に通知を出すことになっておりますし、特に被災県での活用を当面想定しているものですから、3県について手分けをして説明に行く予定にしておりますので、その説明の中でも、言われた御指摘も踏まえて丁寧な説明をしていきたいと思います。

○岡田会長 そのほか御質問、御意見。どうぞ。

○鮫島委員 私、林地、これは林地にかかわることですよね。林地の場合、境界の確定というのが物すごく実は重要なんじゃないかなと、ずうっと前から思っているんですね。要するに、林地に入って、この辺が境界だということが一向によくわからないところがいっぱいあるわけですよね。こういう法律つくられて、制度をつくられてやっていく中で、林地の確定というのは一緒にきっちり、境界の確定は一緒に動いていくものなのでしょうか。それは頑張ってやったほうがいいんじゃないかなと。そのうち、だんだん遺産相続して分割するうちに、最後は何だかわからなくなるんじゃないかなという気がするんですね。その辺はいかがなのでしょう。

○安東企画課長 一つは、法律の中で、先ほどの議員修正で追加していただいた事項で、3ページの第8の4のところですが、何点か追加をしていただいた中で、(2)の森林の土地の境界の確定のための措置ですとか、その下の森林に関するデータベースの整備ということで、まさにおっしゃったようなことが非常に重要で、それは国、地方公共団体が頑張っていかなきゃいかんという根拠となる規定を置いていただいたということと、今年度につきましては、森林整備地域活動支援交付金、直接支払いのソフトの部分で間伐実行に必要な面積分の境界確定の予算をその中に含めさせていただいておりますので、それをまず最大限活用していただいて、必要な境界の明確化に取り組んでいただけるよう、支援措置を用意しているところです。

○鮫島委員 いずれ困ったことが起こる、既に起こっているんじゃないかなと思うのですが、是非それをきちんと実効性のある形でやっていただければ、ありがたいと思います。

○岡田会長 施業の集約というプランをずっと議論してきた中でも言われ続けておりますし、国土調査の促進ということも、省から省へ、あるいは官邸で首相を含めてお願いごとにしておりましたので、ここも同時に進むということを期待しております。

そのほか、いかがでしょうか。

もしなければ、急ぐようですが、次の議事に進めさせていただきます。

次第のペーパーをごらんいただきますと、3番目に「全国森林計画の変更について」、そして4番目に「森林・林業基本計画の変更について」ということで分かれておりますが、大変密接にかか

わっている議事事項でございます。

まず、3と4の説明を一緒にさせていただいて、議論、質問、意見はその後で一括してということを考えております。お昼時間も近くなっておりますが、3番目の全国森林計画の変更の説明のところまでは午前中に済ませたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。事務局から御説明いたします。

○本郷計画課長 計画課長でございます。私のほうから「全国森林計画の変更について」御説明させていただきますと思います。

前回も全国森林計画の変更の考え方について、1枚紙ではございましたが、説明をさせていただきました。そのときに口頭で補足したようなことも含めて、改めて整理をさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、1ページ、前回もお話しましたが、計画を大きくくり化することで構成を若干大まとめにしましたということと、真ん中の枠でございますけれども、3機能類型の中止に伴って本文中の記載の整理をする。

前回、口頭で補足させていただきましたが、全国森林計画に第1表という森林の有する機能ごとの整備、保全の目標という表がございました。こういうものを変更していくということでございます。

2の「森林整備及び保全の目標」ということで、第2表というのがあるわけでございますが、これの計画末の面積ですとか、3区分別の整備対象の面積、これは後ほど御説明させていただく森林・林業基本計画を変更してどういう目標を立てるかということと密接不可分な部分があります。それを踏まえて変更していきたいと考えているところでございます。

2ページ目、「森林整備に関する事項」ということでございますけれども、1の「立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項」ということで、基本的な事項ということに現行計画ではなっているような部分を大まとめにしましたということですが、基本部分として、そこに書いてあります樹洞がある樹木や枯損木の保残、立木の伐採を行う際の生物多様性の保全への配慮事項を追加するというところでございます。

生物多様性の保全ということについては、森林をいろんなタイプの森林、いろんな年齢の森林を分散させてバランスよく配置するというようなことで考えるわけですが、その地べた、あるいは現地の場所においては、こういう配慮もしていくことによって生物多様性の保全を図るんだということを書き込んでいきたいと思っております。

計画量については、先ほど申し上げました森林・林業基本計画の変更に伴うということで計画量を変更していきたいということでございますし、造林未済地の発生防止の観点から、更新の考え方というものを、今回、明確化をしていきたいと考えているところでございます。

3番目の間伐及び保育のところについては、前回もお話しましたが、今、間伐の材積で計画量を立てているわけでございますけれども、それを面積として変換したもの、これは地球温暖化対策ということで55万ヘクタールということとの整合というか、そういうことがわかりやすくするという意味で、参考値として記載していきたいと考えております。

3 ページ目でございますけれども、「公益的機能別施業森林の整備に関する事項」ということで、公益的機能を特に発揮することを求められている森林というものをどういうふうに整備していくんだということの部分でございます。

これについては先ほどもちょっと触れましたけれども、ゾーニングということで3 機能の類型を現在とっておったわけですが、今回、市町村が地域レベルで主体的にゾーニングを考えていくということを踏まえまして、ここに書いてありますような、機能ごとに応じた施業の方法の考え方を示すというような形で変えていきたいと思っております。

「林道の開設その他林産物の搬出」ということでございますけれども、この量的なものについては、先ほど申しあげました基本計画の変更に伴ってでございますが、林道と林業専用道という新たなカテゴリー分けをしますので、その開設の考え方をわかりやすく示したいと考えております。

「施業の合理化に関する事項」ということですが、委託を受けて行う経営の推進に関するということで、今般の施業の集約化ということについて書き込んでいきたいということと、路網整備についても地形の傾斜だとか、作業システムに対応した考え方を示したいと考えております。

4 ページ目でございます。こちらについても、ほとんど現行どおりの部分、森林・林業基本計画の変更に伴って計画量を変更するということですが、3 つ目の枠の「森林の保護等に関する事項」ということで、今般、森林経営計画というように法律でなりましたが、その部分で保護というものを、その経営計画の中に入れていくということの規範として、今までも森林整備のところに書かれていたのですけれども、それを更に充実して、新たに項目を設定した形で森林病虫害対策、野生鳥獣対策について記載をしていきたいと考えております。

大ざっぱな枠組でございますけれども、こういう変更をすることで、森林・林業基本計画の計画量等を反映した形で15年の計画をつくっていききたいと考えております。以上です。

○岡田会長 ありがとうございます。

これだけを見ると、なかなか理解がしにくいのですが、森林・林業基本計画の御説明もこの後午後からいただきます。

それと、ただいま御説明をいただいた赤で記している現行のところ、これが全国森林計画の目次です。今度、新しく新計画になると、こういうふうにし少し項目を変えて、内容はこんな内容にしたということ、今、御説明をいただきました。

参考のペーパーがその後、裏表にして3 ページほどついておりますが、ここの5 ページ目の参考の主な変更点がわかりやすいかもしれません。

○本郷計画課長 前回ここを説明させていただいたので、今回はちょっと省いていますけど、これをごらんになっていただきたいと思います。

○岡田会長 そうですね。基本的には、森林・林業基本計画は、政策の大事なところを整理をする。そして、具体的に今後、特にここに重点を置いて政策を講じますということが明記されます。いわば具体的な森林のところ、それを受けて、ルールだとか、あるいは規則だとか、ガイドラインだとか、こんなところをどのように書き込んでいったらいいのか、あるいは数値の政策を実現する、その暁にはこんな数値になりますよというような、そんなところがここで出てくるんだというもの

です。

課長さん、この1ページ目の青のところの一番最後、右の丸のところの黒ボツ、「育成単層林面積等の計画期末面積」ですね。

○本郷計画課長 済みません。大変恐縮です。

○岡田会長 それでは、お約束をいたしましたように、ここでお昼時間にしたいと思います。再開は、時間が余りなくて恐縮なのですが、13時10分をもって再開をしたいと思います。

それでは、以上で休憩にいたします。

(休 憩)

○岡田会長 それでは、皆さん、おそろいでございますので、午後の部を始めたいと思いますが、冒頭、計画課長さんから少し御説明があります。

○本郷計画課長 冒頭、お時間をいただきまして、今日、委員の皆様にはバッジをお配りさせていただきました。国連のほうで決められて今年が国際森林年ということで、そのロゴをかたどったバッジを林野庁で作りまして、我々職員、ことしの12月末日まで常につけて業務をしていこうということでございます。委員の皆様にもお配りさせていただきました。いろんな場で着用していただいで、PRも含めてお願いをできればということでございます。

今年、国際森林年ということでございますが、今日御議論していただく森林林業基本計画をつくりまして、森林林業再生元年というような我々の気持ちでございますので、その辺もお酌み取りいただいで、御理解の上、いろんな場で着用して、御活用いただければと思います。以上です。

○岡田会長 ありがとうございます。それでは、議事のほうに戻らせていただきます。

具体的には、議事の4番目の説明事項ということになりますが、「森林・林業基本計画の変更について」でございます。御提案をお願いいたします。

○安東企画課長 企画課長でございます。私のほうから2点、資料の4と資料の5について説明申し上げます。まず、資料の4ですけれども、基本計画中の目標数値についての資料でございます。

この目標につきましては、前回の林政審議会におきまして、目標の考え方について御審議をいただいたところでありまして、今回はその考え方に基づいて具体的な数字をはじいてございますので、その数値の案について御審議をお願いするものでございます。

資料の中身は、最初に目標数値の位置付けを説明した上で、目標2つございますので、2つの目標の数値をどうはじいたかについて御説明をしたいと思います。

1ページが目標数値の位置付けの資料です。森林・林業基本計画では、森林の有する多面的機能の発揮に関する目標と林産物の供給利用に関する目標を示すことと法律上されています。

1つ目の森林の有する多面的機能の発揮に関する目標を上の方にまとめてございますけれども、これにつきましては面的な管理を踏まえた持続的な森林経営の確立ですとか、人材の育成等の施策に取り組み、森林の整備を進めていく際の目標として、10年後、20年後の数値、これは今までも10年後、20年後を示してきましたけれども、今回はそれに加えて、計画のレビューをきちんと行うと

いう意味合いで、新たに5年後の数値を明示するということを考えています。

下のほう、林産物の供給・利用に関する目標につきましては、山元からの安定供給ですとか、効率的な加工・流通体制の整備ですとか、木材利用の拡大等の施策に取り組むことによって、森林の整備・供給・利用のサイクルを循環させていく中での目標として、これも同じように、5年後、10年後における木材の供給量、用途別の利用量の数値を示すということを考えてございます。

この2つの目標について、森林・林業再生プランに沿って取り組むことにより見込まれる森林の状態と木材の供給量等を示すものと考えてございまして、これによって10年後の木材自給率50%というものも実現していこうとするものでございます。

次に、2ページ以下でそれぞれの目標の中身について説明をさせていただきます。

まず、1つ目の「森林の有する多面的機能の発揮に関する目標」につきまして、設定の考え方と具体の目標数値と、その数値の見方につきまして説明をします。

まず、2ページの設定の考え方ですが、これは前回説明していますので、簡潔に、要点だけ説明しますと、下の箱ですけれども、変更する今回の計画におきましては、再生プランの基本政策検討委員会最終取りまとめにおいて、3機能区分を廃止するということと、市町村が主体的に森林を区分するということが決まっておりますので、そういったことも受け、国が例示する水源かん養、山地災害防止、生物多様性保全等の機能発揮に向けた誘導方法を育成単層林、育成複層林、天然生林の別に提示をするということを考えています。

めくっていただいて3ページに、今申し上げた国が例示する機能ごとに望ましい森林の姿というものを示すということを考えておりまして、その機能につきましては、日本学術会議答申による8つの機能、このうちの属地性のない一部の機能を除きますが、その答申に示された機能別に望ましい森林の姿を示すということを考えています。

なお、この機能の中で、一番端に「木材等生産機能」とございますが、前回、学術会議の答申の言葉に従って、物質生産機能という言葉で示させていただいていましたが、前回の議論の御指摘を踏まえまして、木材等生産機能という言葉に改めさせていただいております。

その下、4ページは、望ましい森林の姿に向けた誘導の考え方について、森林の機能と現況別に整理をしております。

かいつまんで御説明すると、育成単層林については、期待する機能と現況に応じて、育成単層林として維持するものと、育成複層林に誘導するものに分けて整理をしています。

育成複層林や天然生林については、それぞれ期待する機能等に応じて維持するもの、あるいは天然生林であれば育成複層林へ、育成複層林であれば天然生林へ誘導するものを分けて整理をしております。

5ページに4ページに示したそういった誘導の考え方に沿って、実際にどのくらいの量を誘導していくのかという数字のはじき方です。左側に現況の育成単層林、育成複層林、天然生林別に数字を示してございますけれども、育成単層林の1,030万ヘクタールにつきまして、左から3つ目の箱に誘導先が書いてあるのですが、育成単層林1,030万ヘクタールのうち育成単層林として維持するものが一番上、440と220で、合わせて660万ヘクタール、育成複層林へ誘導するものが下の箱で350



万ヘクタール、天然生林へ誘導するものが20万ヘクタールでございます。

育成複層林の100万ヘクタールにつきましては、引き続き基本的に育成複層林として維持をしていくと。

天然生林につきましては1,380万ヘクタールほどございますが、育成複層林に誘導するものが230万ヘクタール、天然生林として維持するものが1,150万ヘクタールということで、それを組み合わせて、一番右の指向状態というところですけども、育成単層林が1,030万ヘクタールから660万ヘクタール、育成複層林が100万ヘクタールから680万ヘクタール、天然生林が1,380万ヘクタールから1,170万ヘクタールという状態を目指すということを考えてございます。

6ページが今申し上げたようなことの内訳も含めて、今回、基本計画において定めようとする目標の実際の数字です。目標設定に際しましては、今、5ページで説明いたしました指向状態に森林ごとにふさわしい適正な整備及び保全により望ましい森林の状態が十分確保され、安定的に推移する状態ということ、指向状態というのがそういう状態ということですが、これをまず、一番右のほうで参考として提示をいたしております。数字は先ほど申し上げたような数字です。

これに到達する過程として、各種施策の効果がきちんと果たされた場合に実現可能な5年後、10年後、20年後の森林の状態を目標として、面積、総蓄積、総成長量をそれぞれ設定をしてございます。

更に育成単層林と天然生林につきましては、指向状態に至った際に、内訳がどうなっているのか、これはまさに先ほどの5ページの真ん中の数字を持ってきたものですけども、下の表に内訳を書いております。

この目標数値の見方、これをどういうふうに見たらいいんだということについて、幾つか参考となるものを7ページ以下に整理をしてございます。

7ページにつきましては、現行計画との比較でございます。現行計画は平成17年の現況、今回改めます計画の現況は、平成22年の5年たった姿ですけども、森林面積の構成の現状ですとか、傾斜の割合などは5年前と大きく変化をしていないということで、一番右の指向状態のところを見ていただきますと、指向する森林の状態については、同じ形を目指していくということを考えています。

途中段階の数字、これはまさに目標なわけですが、目標の違いにつきましては、一つは、育成複層林の数字を見ていただきますと、路網整備の加速化ですとか、集約化の推進により森林整備が進むということで、育成複層林への移行ペースが早まると見込んでいます。

総成長量のところを見ていただきますと、総蓄積の増加と齢級構成が高齢級にシフトしているということで、引き続き総成長量は減少するという形で見込んでございます。

8ページは、前回、委員の方から御指摘があったと思うのですが、指向状態に至るまでの育成単層林の齢級構成の変化について試算をしてございます。

左上に現況と50年後と100年後を一つのグラフにしたものを掲げていまして、更におのおの現況と50年後と100年後をそれぞれ一つのグラフにしたものを、それ以外に3つお示しをしてございます。

これを見ていただきますと、平成22年、現時点では8 齢級から11 齢級あたりに齢級構成のピークがありますが、逆に50年後はこの辺がへこむ形になりますが、100年後にはほぼ平準化をするということを見込んでおります。

以上が多面的機能に関する目標の説明です。

2 番目の目標、「林産物の供給及び利用に関する目標」について、9 ページ以下で説明をします。こっちは、設定の考え方と供給量の関係と用途別利用量の関係を説明したいと思います。

まず、9 ページ、設定の考え方ですが、下段の箱を見ていただきますと、路網整備や集約化の集中的な実施、搬出間伐への切り替えにより供給量を拡大していくということと、バイオマス利用等の新規需要を考慮して、利用量を拡大していくということで設定をさせていただきます。

供給量について、10ページですが、算出方法ですが、算出方法の概要が上のほうの箱に書いてございますが、育成林のうち人口林につきまして作業システムとそれに見合った傾斜別の路網密度を設定して、将来的に望ましい作業システムに見合った路網密度を達成する森林の範囲が拡大するということを前提に算出をさせていただきます。

そこで路網整備の考え方が重要になりますので、別途、資料を用意させていただきます。15ページから路網整備の関係で具体の補足をする資料をつけてさせていただきます。

路網整備の考え方ですが、15ページの（1）に指向する森林の状態に応じた路網整備の考え方を整理させていただきます。

その下の（2）で、傾斜区分に応じた作業システムの考え方をまずお示しをさせていただいて、その考え方に基づいて、16ページのほうで施業に必要な路網整備水準を整理させていただきます。

16ページを見ていただくと、右のほうに絵でも示してございますが、林道と林業専用道になりますけれども、車道については車両系を主体とする場合には、作業ポイントから集材距離が200メートル以内になるように、架線系を主体とする場合には、作業ポイントからの集材距離が300メートル以下になるように整備をするというふうに整理をしています。

下の②が、車道以外の森林作業道の関係ですけれども、緩傾斜地では森林作業道からの集材距離を75メートル以内、中傾斜地では100メートル以内となるように整備をするという考え方でございます。

こうした考え方を踏まえた具体の整備水準ですが、17ページに数字を書いております。

右上のほうになりますが、将来の望ましい延長で、車道のほうで御説明すると、現況は19万キロメートルですが、これを36万キロメートルまで延ばしていく必要があると考えてございます。

10年後がその下の括弧に書いてありまして、27万キロメートルということで、現在と比べて10年間で8万キロメートル、車道について延ばしていくということを見込んでいます。

こうした路網整備の考え方を踏まえて10ページに戻っていただいて、そのほか算出方法の概要の②に書いてありますような間伐の考え方と併せて供給量を算定をするということで、10ページの下の方にございますけれども、平成21年の実績、1,800万立方メートルでございますけれども、平成27年に2,800万立方メートル、32年に3,900万立方メートルということを目標数値としたいと考えてございます。

参考として、更に10年後の平成42年には5,000万立方メートルまで木材供給が可能になるということを見込んでございます。

次に、11ページからが用途別の利用量の関係でございます。

11ページで、まず用途別の利用量の算出方法と数字について整理をしております。詳しくは18ページの参考7に考え方の丁寧な説明がついておりますので、時間もありませんので、説明は省略させていただいて、また後で見ていただきたいと思います。簡単に申し上げますと、径級別の木材供給量をもとに品質別の木材供給量を算出するというので、それを踏まえて11ページの上のほうに戻りますが、直材については製材用材として利用する、小曲材は針葉樹合板加工技術の普及や安定供給体制の整備による合板利用の増加を見込む、低質材は、主としてバイオマス利用を含めたパルプ・チップ用材として見込む、天然林材は、パルプ・チップ用材や薪炭材への利用を見込むということで、11ページの平成32年のところにあるような用途別の利用量を算出しているところでございます。

12ページは、利用の背景となる全体の総需要量の見通しについて整理をしております。総需要量につきましては、将来の木材需要因子を勘案して、製材用材、パルプ・チップ用材、合板用材、その他別に整理をしております。

製材用材につきましては、建築用需要が大きなウェイトを占めることから、新規住宅着工戸数などに影響を受けるということで、19ページに、これは建設経済研究所というところの予測でございますが、住宅着工戸数と増改築床面積の予測を示しておりますが、ごらんのとおり、いずれも減少していくということが見込まれております。

その下、20ページの左のほうですが、この梱包用材に影響を与える貨物輸送需要の見通しというものを示しておりますが、こちらややではありますが、微減で推移をするという見通しがなされてございます。

12ページに戻っていただきまして、こうした関係する見通しを踏まえると、製材用材全体の需要は、長期的には減少傾向で推移するものと考えられますけれども、一方で公共建築物等の木造化、木質化ですとか、これまで木材が使われなかった分野への利用促進も見込まれるということで、平成32年の総需要といたしましては、右の表のように、現状の2,600万立方メートルから3,000万立方メートルへ増加するものと見込んでおります。

2番目のパルプ・チップ用材ですけれども、パルプ・チップ用材で特に製紙用については、景気動向なり古紙利用率に影響を受けるということで、先ほどの20ページ、参考の9ですが、古紙利用率の推移というものも示しております。平成22年度までに、目標ではありますけれども、若干向上することが見込まれておりますが、逆に言えば、大幅な増加は見込まれていないということと、最近の製紙の需要動向を勘案するとすると、需要は長期的には減少傾向で推移すると考えられます。

12ページのほうに戻っていただくと、今申し上げたようなことが左の箱に書いてありますが、需要は長期的には減少傾向で推移すると考えられますが、熱エネルギー利用などへの利用促進により、平成32年の需要は、右の表ですが、2,900万立方メートルから3,700万立方メートルに増加するというものを見込んでいます。

合板用材につきましては、住宅や家具、内装などに使用され、製材用材と同様に長期的には需要は減少傾向で推移すると考えられますが、非木質材料を木製へ転換することなどにより、21年の800万立方メートルから900万立方メートルへの増加を見込んでおります。

④のその他の薪炭材、しいたけ原木等については、21ページ、一番最後のページにしいたけ原木と薪炭材の需要の推移をつけておりますが、最近のところを、一番右のほうを見てみますと、近年はそれぞれ横ばい程度で推移をしておりますので、そういったことを踏まえまして、12ページに戻っていただきますと、現状程度の需要を見込んで、現状と同じ数字に置いておるところでございます。

このそれぞれの用途別の需要を足し上げますと、平成32年の見通しとして、木材需要全体で7,800万立方メートルになるものと見込んでおります。

この21年との比較で言うと、大幅に増えるように見えますけれども、この6,500万立方メートルの21年の数字は、リーマンショックの影響を強く受けて大幅に需要が減少した年でございまして、それまでの間はおおむね8,000万立方メートルで推移してきたところでございまして、7,800万円という数字は増加ということではなくて、漸減傾向の数字になっているものと考えております。

めくっていただきまして13ページに、今、11ページと12ページで御説明しました用途別の利用量と総需要量につきまして一覧表に整理をしております。今申し上げたのは32年の数字ですが、それに至る過程として平成27年の数字を明示しております。

32年の合計のところを見ていただきますと、総需要量7,800万立方メートルに対し、国産材の供給量に見合った国産材の利用量ということで、国産材利用量の合計、32年のところを見ていただきますと、3,900万立方メートルということで、森林・林業再生プランにおいて示した10年後の木材自給率50%の達成を目指す目標数字になってございます。

今、御説明を申し上げた2つの目標、多面的機能の発揮の関係と供給利用の関係は一体のものでございまして、続いて説明させていただく基本計画の骨子案において記載している各般の施策を総合的に実施していくことにより、この目標が達成される、あるいはこの目標の達成を目指していくという位置付けとなっております。

ということで、一体のものでありますので、続いて資料5におきまして「森林・林業基本計画骨子案」について説明をさせていただきます。

資料の5は、前半部分にポンチ絵、7ページ以下に骨子案の文章そのものをつけていますけれども、骨子案のほうはページ数が多くなりますので、骨子案の概要をポンチ絵にしたものにつきまして説明をさせていただきたいと思います。

まず、資料5の1ページですが、これは森林・林業基本計画骨子案について、ごくごく簡単に1枚の紙で全体像を整理させていただいたものです。

森林・林業基本計画は、森林・林業基本法の規定によりまして4点について整理をすることとされております。

1つが、一番上に「第1」と書いてありますが、施策についての基本的な方針、2つ目が、先ほど説明申し上げた目標の話、3点目が講ずべき施策、4点目が施策の推進に必要な事項ということ

で、4つの事項のうち第1につきましては、基本計画の策定に当たって基本となる考え方を示すものでございまして、1ページの一番上の箱に6つの視点を整理してございますけれども、これは前回、構成ということでお諮りしたものでございますが、この6つの視点に沿って簡単に中身を2ページで説明をさせていただきます。

第2の目標につきましては、多面的機能の発揮のほうで言えば、育成複層林への移行ペースの加速化という内容になっております。林産物の供給利用につきましては、自給率50%を目指す数字となっておりますが、この点については、先ほど資料4で中身について御説明をさせていただきました。

3点目の講ずべき施策につきましては、主たる柱でございます森林の有する多面的機能の発揮に関する施策、林業の持続的かつ健全な発展に関する施策、林産物の供給及び利用の確保に関する施策につきまして、それぞれ1枚ずつポンチ絵で整理をしておりますので、3ページ以下の資料で説明をさせていただきます。

一番下の第4の施策の推進に必要な事項につきましては、森林・林業基本計画の実施に向けて、官民一体となった施策の推進ですとか、国民の視点に立った政策の決定ですとか、コスト縮減等の必要性を記述することを考えています。

めくっていただいて、2ページでまず第1の基本的な方針について説明申し上げます。

6つの視点に分けて整理をさせていただいておりますが、まず1つ目の「前基本計画後の推移等を踏まえた取組の推進」につきましては、左側に簡単にかいつまんで書いてありますが、前の基本計画の結果について、1つは育成複層林面積が目標に向けたペースからややおくれぎみであるものの、全体として見れば、森林面積・蓄積、成長量の目標はおおむね目標どおり推移しております。

木材の供給量や自給率は、上昇傾向で推移しているということで、数字の上ではそれぞれ前基本計画の目標に近づきつつありますが、右の箱を見ていただきますと、中身の問題として、無秩序な伐採に対する懸念ですとか、施業集約化・路網整備・機械化のおくれ、小規模・分散的で、多段階を経る国産材の流通構造など、課題がなかなか解消されていないという認識でございまして、これらの課題につきまして、再生プランの改革の姿に提言された事項を着実に推進していくことで解消していきたいという旨を記述したいと考えています。

(2)の「森林・林業再生プランの推進」につきましては、プランの策定とその実現に向けて定められた改革の姿におきまして、資源の利用期に適合した新たな政策として、森林計画制度の見直しですとか、適切な森林施業の確保、人材の育成などが提言されたことを受けまして、再生プラン実現に向けた施策をパッケージとして本計画において提示するという形で整理をしていきたいと考えています。

3番目の「地球温暖化対策、生物多様性の保全への対応」といたしまして、左の箱にありますように、京都議定書の目標達成はもとより、環境に負荷の少ない低炭素社会の実現を目指して、右のほうに書いてありますように、森林の適切な整備・保全による森林吸収量の確保と木材・木質バイオマスの利用拡大による排出削減を進めていくこと、生物多様性に関しまして、左の箱に書いてありますように、生物多様性基本法に基づく生物多様性国家戦略が策定されるとともに、生物多様性

条約の第10回締約国会議が我が国で開催されたことを受け、右の箱に書いてありますが、森林における生物多様性の保全及び持続可能な利用の推進方策が策定されたところでありまして、それを踏まえて生物多様性の保全を具現化する多様な森づくりを推進していくということを記述したいと考えています。

その下の4点目の「国内外の木材需給を踏まえた対応」といたしまして、我が国の人口が減少傾向で推移する中で、森林資源を有効に活用していくためには、木材需要の拡大が不可欠であるという認識のもとで、公共建築物や木質バイオマスの利用拡大等を積極的に進めていくことを記述したいと考えています。

また、世界の木材需要が長期的に増加傾向で推移するという認識のもと、中国などへの木材製品の輸出拡大に向けた取組を進めていくということを記述したいと考えています。

5番目の「我が国経済の回復に向けた模索と山村の振興」ということで、経済の回復と新たな雇用の創出が喫緊の課題となっていること、山村等の里山林が木質バイオマスの供給源としての可能性が期待されているという認識のもとで、我が国経済の発展と山村を初めとする地域の自立という観点に立って、林業の成長産業、輸出産業への転換に向けた取組等を推進していくということを記述したいと考えています。

最後に6点目、これは前回お示しした構成に付け加えさせていただきましたけれども、「震災からの復興に向けた取組」ということで、今回の大震災によりまして建築物や森林、木材加工施設等への甚大な被害が発生しているということを踏まえ、復旧・復興に必要な木材の安定供給や再生可能な資源である木質バイオマス資源のエネルギー利用の促進によりまして、環境負荷の少ない新しいまちづくりを進めていくということを記述したいと考えております。

なお、この6番目の震災関係につきましては、依然として森林関係の被害等の実態が十分に把握されていない部分もあるということと、政府としての方針も流動的、あるいは、これからどんどん追加していく部分があるということで、閣議決定に向けまして記述内容を随時更新をしていきたいと考えています。

3ページ以下で、第3の講ずべき施策について3点ほど説明をします。

まず1つ目は、森林関係の施策です。幾つか3ページに箱をつくっていますが、左上の「面的な管理による持続的な森林経営の確立」ということで、実効性の高い森林計画制度の定着を図るため、国、自治体、所有者の役割の明確化ですとか、地域が主導的役割を発揮できる、現場で使いやすい制度の整備を進めるということを記述したいと考えています。

その下、適切な森林施業の確保として、伐採や更新に関する規範など、森林の取り扱いを明確化するとともに、午前中に森林法の改正の説明をさせていただきましたが、無届で伐採を行った者に対する中止命令や造林命令など、今回、森林法改正で盛り込まれた新たな仕組みの定着を図っていくことなどを記述したいと考えています。

その下の路網整備の推進につきましては、反対側の右側に路網区分の表をつくってございませうけれども、ここに書いてあるとおり、林道、林業専用道、森林産業道の役割等に応じて、適切に組み合わせられた路網の整備を加速化していくということを記述したいと考えています。

その下、森林関連情報の収集・提供の推進といたしまして、森林資源のモニタリング調査など、これまでの取組に加えまして、これも森林法改正で午前中説明させていただきましたように、新たに森林の土地の所有者となった場合の市町村長への届出制度が盛り込まれましたので、これの適切な運用ですとか、登記簿や地積調査などの行政機関内の情報の共有化を進めることなどにより、所有者情報を確実に把握していくということを記述したいと考えています。

次にその横の箱ですが、「多様で健全な森林への誘導」につきまして、まず多様な森林への誘導と森林における生物多様性の保全といたしまして、複層林への移行や超伐期化などにより、この絵に示してございますような多様な森林がモザイク状に配置されている状態へ誘導する施策を推進するということを記述したいと考えています。

その下ですが、立地条件が悪く、所有者の自助努力等によって適切な整備が期待できない森林については、公益的機能の発揮を確保するため、公的な関与による整備を促進していくということを記述したいと考えています。

その横の「国土の保全等の推進」ですけれども、保安林の適切な管理の推進を図るため、保安林の計画的な指定や伐採・造林等の実行箇所に対する遵守指導等の管理を推進するということを記述したいと考えています。

その下、治山事業につきましても、災害に強い森林の保全・再生を効果的に、効率的に推進していくということを記述したいと考えています。

その下の松くい虫等の病虫害防除対策といたしまして、松くい虫被害の終息に向けた駆除・予防措置、樹種転換等の対策に加え、被害の拡大が続くなら枯れについて、新たな防除技術の開発導入ですとか、被害の状況に応じた駆除等を総合的に実施していくということを記述したいと考えています。

その下の野生鳥獣による森林被害への対策ということで、造林と一体的な被害防止施設の整備を行うとともに、野生動植物の生息・生育環境にも配慮した多様で健全な森林整備等を推進していくということを記述したいと考えています。

左下の「森林を支える山村の振興」ですけれども、里山など山村固有の資源の活用として、竹の除去など里山林整備の推進や里山資源のエネルギー利用を促進するため、木質バイオマス等の安定供給体制の整備を進めていくことを記述したいと考えております。

このほか、地球温暖化の防止策、適用策の推進、研究技術の開発、社会的コスト負担、国民参加の森づくりという項立てを前回お示ししましたが、それぞれ中身を後ろの文章のほうに示してございますが、そういった形で整理をしていきたいと考えています。

次に、4ページ、2点目の林業関係の施策でございます。ここも幾つか箱をつくっていますが、まず左上の「効率的かつ安定的な林業経営の育成」ということですが、林業経営の基礎となる森林経営計画について、森林所有者、森林組合、民間事業者による作成を促すとともに、意欲と能力を有する者による長期の施業受委託契約の締結を推進するということを記述したいと考えています。

森林経営計画に基づいて、素材生産や造林保育を効率的に実施できる林業事業者の育成、特に登

録・評価の仕組みの導入を進めていくということを記述したいと考えています。更に、森林組合と民間事業体のイコルフットイングの確保の記述をしていこうと考えています。

その下、施業集約化の推進ということで、森林組合が施業集約化等に取り組んでいることをチェックする仕組みやルールを導入するとともに、プランナーの増員・能力向上を図っていくこととすとか、施業集約化の取組に必要となる情報の収集、境界の確認、森林所有者との合意形成等の諸活動を支援していくということを記述したいと考えています。

次に、右上の「低コスト・高効率作業システムの整備等」でございますけれども、林道、林業専用道、森林作業道から構成される路網を適切に整備していくとともに、リースやレンタルの活用により、高性能林業機械を導入して、路網と機械の組み合わせによる低コスト・高効率の作業システムの普及・定着を図っていくことを記述したいと考えています。

また、伐採木の大径化に対応した林業機械の開発や、国内外の先進林業機械の改良と評価・分析などを進めていくということも記述したいと考えています。

左下、「人材の育成・確保等」につきまして、地域の森づくりの全体像を描き、所有者等への指導を的確に実施するフォレスター、集約化に向け、合意形成を図って森林経営計画の作成の中核を担うプランナー、実際に間伐や路網作設等を効率的に行う現場技能者をその役割に応じて体系的に育成していくということを記述したいと考えています。

続きまして、5ページ、3点目、「林産物の供給及び利用の確保に関する施策」でございます。

これは2つほど箱をつくっていますが、左上の効率的な加工流通体制の整備といたしまして、ポンチ絵にも示しておりますけれども、中間土場の設置や大型トレーラーを活用した原木流通の低コスト化を推進するとともに、木材の利用・流通に関するコーディネートを担う人材を育成していくということを記述しています。

更に、木材加工体制の整備といたしまして、品質性能の確かな製品を安定的に供給するため、製材工場等の大規模化、あるいは複数工場の連携によるネットワーク化などによる木材加工体制の構築を進めていくということと、併せて、木材チップのエネルギー利用の拡大に向けた効率的な供給体制の整備を推進するということを記述したいと考えています。

その下、木材利用の拡大につきましては、まず公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の実効性を確保するために、低層の公共建築物の原則木造化等に国が率先して取り組むとともに、地方自治体や民間事業体への支援や技術開発等を進めていくことを記述したいと考えています。

下のほうに写真がありますが、遮音壁やガードレールなど、土木用資材等の技術開発と普及により、住宅以外の建築分野への木材利用を推進していくことを記述したいと考えています。

パルプ・チップ用材につきまして、自給率が低い現状ですが、国産材の利用拡大を図るため、現地に放置され、未利用となっている間伐材や里山林等の広葉樹資源を効率的に収集・運搬する体制を構築しつつ、木質バイオマスの総合的利用を推進することを記述したいと考えています。

このほか、スギ・ヒノキ等の国産材を利用した付加価値の高い製品の輸出を中国、韓国を中心に拡大していくため、現地でのPR活動や輸出先国の規格規制への対応等を進めていくことを記述したいと考えています。



第3の施策については、今申し上げた森林と林業と木材関係の施策のほかに、資料はございませんが、後ろのほうの文書を見ていただくと載っておりますが、国有林につきましては森林の公益的機能を重視した管理・経営を一層推進するとともに、後ろの文書で言えば22ページになりますけれども、国有林の組織、技術力、資源を活用した民有林への指導やサポートなど、国有林が我が国の森林・林業の再生に貢献することを記述したいと考えています。

その下、団体の再編整備の関係につきまして、系統組織が施業集約化を最優先の業務として取組んでいくということ等を記述したいと考えております。

以上、森林・林業基本計画の骨子案の説明とさせていただきます。

本日、これに基づき御審議いただいた結果を踏まえて、今回の5月20日には本文の素案として整理をして、また御審議をお願いしたいと思っております。

○岡田会長 ありがとうございます。大変中身のあるところを本当に短時間で御説明をいただきました。御説明をいただきましたが、本当にこの中身があるものですから、なかなかぴんとこないかもしれないですね。恐らく、質問、意見があると思いますが、もう一回だけ、この骨子案、資料5の1ページを見ていただきますと、ここで簡単におさらいというか、枠組を確認をしてみたいと思います。

森林・林業基本計画をどんなことがあっても6月中にはつくりたいということで出発をしております。これはどういうものかという、森林・林業基本法において我が国は政策を講じていく場合に、これをきちっとつくらなければいけないという、そういう置き方をされている最も重要なものだ、これが森林・林業基本計画というものです。内容は、大体20年間を見通して、5年ごとにきちっと見直していきましょうという性格のものであります。

内容的には、そこに横に長い、薄い水色っぽい、緑っぽい、それが大きな柱です。一つは方針です。基本計画の内容としては、柱で大事なものは方針、そして目標、そして講ずべき施策と、こういう柱立てです。

目標のところはなかなか難しいものですから、その中にいろんな考え方ですとか、具体的なシミュレーションの数値、いろいろあって、これを採用すると、そういうものがここで、先ほど資料の4のところで示していただいたのが、この目標のところの数値のところですよ。

こういうものを大きく政策を変えようということで、森林・林業再生プランを2010年の初めから2011年、およそ丸1年かけてやってきたことを各林政審の委員皆さんには、およそ1週間前にペーパーが送られて、自宅でしっかり勉強してきて、ここで1時間ちょっとでと、こういう大変な厳しい、そういう審議なのですが、是非とも御質問、御意見をいただき、我が国全体の政策・施策でございますので、十全なる御審議をいただきたいと思っております。

御質問、御意見。黄瀬委員、どうぞ。

○黄瀬委員 今日のはかね材という余り聞きなれない資料を2つ用意させていただきました。この4の資料の目標数値についての14ページにかかわる部分でございまして、特に林地残材についての意見と、虫くい材についてのお願いにかかわる部分で発言をさせていただきたいと思います。

現状、日本は、御高承のとおり、人工林1,000万ヘクタールのうち約7割がスギとヒノキと言わ

れる中で、戦後の拡大造林の中で植林した木々が成長し、収穫期を迎えているわけですが、非常に残念だと思うのですが、毎年、伐採されるスギ、ヒノキのうち、この14ページの下に書いてございますスギやヒノキのうち約半分、5割が山に放置されたまま、森林資源が使われないという形で枯死していると、森林が荒廃しているという現状があるわけでございます。

この理由としては、当然、林野庁も松くい虫や松枯れ等の問題をとらえていますけれども、私はスギとヒノキが大変な状態になっていると。昭和55年以降、特に木材価格が低迷し出しまして下落をいたしました。そのことによって適正な山林の手入れがされなくなりまして、その結果、潜行性害虫によるスギ、ヒノキの被害原木が増えてまいりました。これらを製材した際に、どうしても食痕となって穴状にあらわれます。これがいわゆる虫くい材でございますが、こういったものが市場では適正な価格で流通されない。被害原木がだんだん林地残材となるとという悪循環を引き起こしているというのが理由でございます。

国のほうも対策として被害原木を山林から搬出しようということで、今後、バイオマスやマテリアル、つまりパルプ・チップ用材として利用をするという方針が示されたわけですが、私はこれに加えて、業界では木材本来の使い方をするという観点から、この虫くい材に製品としての価値を与えて、市場においても適正な価格で流通する環境を整えることが非常に重要であると考えております。

そうすれば、当然、原木の価格も上昇するわけですから、山林の適正な手入れがなされ、山林が健全化して、林地残材も減少し、温室効果ガスの削減とか良質な水をはぐくむ水源涵養機能の確保とか、更には土砂災害等の防止を初めとする地球環境保全などにさまざまな面で山林の機能回復に貢献するという効果につながるのではないかと思います。

そこで、具体的な提案を申し上げたいと思いますが、この虫くい材に製品価値を与える手法としては、JASです。今日もJASの見直しも入ってございますが、JAS規格で運営されている今現在は節材の運用基準がありますが、これと同じように、今、少しお配りしましたあかね材のサンプル帳というのがございますが、こういったような、例えば、これは一つの例でございますので、こういった虫くい材の食痕の程度に応じて、等級区分をする基準をJAS製品の規格に導入していただきたいという御提案を申し上げるわけでございます。

それと、虫くい材には全国各地でいろんな呼び名がございます。その多くは欠陥材という視点でとらえておりますので、呼び名が余りよろしくない言葉になっておりますので、私たちは地球環境保全の効果につながるという意味で、むしろ逆転の発想で環境貢献材としてこの呼称を統一したいということを提案させていただいております。

この提案の一環として、私たちは虫くい材をあかね材として呼称を統一すべき、意のある方たちに呼びかけまして、あかね材連絡協議会の設立に向けまして、その準備会を先月、3月に大阪において全国木材協同組合連合会の後援をいただきまして、最初は7つの県で木材業界の代表と一部県庁の方たちにも集まっていたいただきまして、準備会を開催いたしました。そして、来月5月に木協連の総会の中で、あかね材のPRをする機会もいただくという形で、今進んでおるわけでございます。

最後にお願ひでございますが、昨年度は公共建築物等の利用促進法が施行されまして、業界にと

りましても木材の利用拡大にとってすばらしい環境が整いました。海外においても、例えば過去の冬季オリンピック等でいろんな施設ができました。調べてみますと、それもほとんど虫くい材を積極的に活用して、むしろ環境先進国として国を挙げた取り組みをなされている例が多く見られるわけございまして、そこで日本でもこれまで間伐材の利用拡大に向けた支援に加えまして、環境貢献材として前項の提案の具体化に向け、このあかね材に関して、何とか国を挙げて支援体制を確立をお願い申し上げたいなということで発言をさせていただきました。以上でございます。

○岡田会長 ありがとうございます。

これについては、例えば、資料5の20ページを見ていただきますと、一番下に既に新しい今後の大事な施策のいろんな形での利用拡大にきちっと位置づいていますが、今はこの具体的な運動側面について、更に補足説明とJASへ向けての対応もお願いするということですね。

○黄瀬委員 この「あかね」を平仮名にすると、お願いします。

○岡田会長 木材課長さん、何かありますか。

○渚上木材産業課長 木材の場合、JASというか目視等級の区分みたいな機械等級区分があるのですが、構造材として問題であるかないとか、意匠性のところが、昔は非常に意匠性が強かったというところがあるのですが、今、黄瀬委員が言われましたように、構造材として問題がないものをきちっと評価していく。例えば、今、間伐材でも構造材として随分使われるようになって、例えば集成材であれば、逆に節があっても、消費者の方々に抵抗のない方々もいっぱいいらっしゃるということで、随分、価値観も変わってきています。

そういう意匠性のところも含めて、使えるものはきちっとチップにしまわず、例えば構造材で使えるものは使っていくと、こういう取組は非常に重要だと思っております。

三重県のほうで黄瀬さんたちのグループが先進的にやっておられるわけですが、是非そのところは、今回、輪を広げて取組まれるということで引き続いてやっていただきたいと思えますし、この問題はもうちょっと幅が広い、各県に広がってくるような問題なので、私どもも広い視点で黄瀬さんたちの取組というのは応援していきたいと思っております。

○岡田会長 ありがとうございます。

それでは、どうぞ、田中委員。

○田中委員 非常に御丁寧な説明をいただいて、緻密な設計をしていただいていると思うのですが、国民の理解と協力を得ながら林業を活性化していくというときの一番シンプルな大事な目標というのは、自給率50%という、この数字かなと思っているのですが、このシナリオどおりに進んでも自給率50%を達成するというのには踏み込んだアイデアと行動が必要だなというふうには認識はしてまして、そのための目標設定で、前に伺った公共の建物は、例えば今7.5%ぐらいという数字がありました、これを10年後、20年後に20%、30%にすると、そういう目標数値がないと、これからいろんなPRを走らせても、ざっくりと、みんなに森林年、知られましたねということだけで終わって、実際、効果測定というか、その辺ができないともったいないのかなというふうな認識を持っています。

そういう50%ということができていくと、国民の意識も変わって、林業の担い手の方々も後方支

援を受けて活性化するということができるのかなという感じ方をしております、もし可能であれば、努力目標でもいいので、こういうものが計画の中に入るのかどうかわからないですが、認識して、得られるといいのかなということを感じています。

併せて、この8つの機能とかいろいろ説明をいただいていて、本当に重要なことで、国民みんなが理解しなきゃいけないことと私も感じているのですけれども、これ自体も一応、知った上で市町村、現場でやってくださいということの方向性を出されていますが、これのコミュニケーションで果たせるような指標というか、そういうのも認識ができると非常に有益ですし、これが多くの方に理解されたりですとか、先ほど森林の所有のお話もありましたが、これまで何十年も担い手として頑張ってきた方々はよく理解されているでしょうが、新たに森林の担い手になる方々への理解促進というのも、周りの目も機能して、御本人等の方々も認識をしていただけるという機会になるので、そのあたりの記述というか、指標設定というのがあると、より目標ということと行動計画がわかりやすくなるかなというふうな意識を持っています。

この設計なされたシナリオどおりで道路の整備とか、この辺はすばらしく、森林の管理のほうではきつとうまくいく内容になっているんじゃないかなというふうに思うのですが、逆の視点から見たときのということで、意見をさせていただきます。

○岡田会長 ありがとうございます。どうぞ。

○渚上木材産業課長 1点目の公共建築物の目標みたいなものについては、この4月から国土交通省の官庁営繕部に木造の設計をする推進室という木造をつくっていくという組織が新たにできたぐらいでございます、国土交通省、これは林野庁と一緒に木造を進めていこうということで昨年から一緒にやっているのですが、そういった意味で、我が省だけではなくて、国土交通省も一緒にやって取組もうということで積極的に進めていこうとしております。

それとともに、今度、各都道府県で県の公共建築物の取組方針というのを今つくっていただいております。そういった中で、各都道府県さんがどういうふうな目標を持ってこられるのかとか、各省庁さんがどういう目標を持ってこられるか、こういうところも含めて考えていかなければいけないと思っています。

ただ、50%の中での考え方としては、当然、公共建築物が引っ張っていく部分というのも数字の中の頭のイメージには入れております。それが純粋に公共建築物だけではなくて、若干、民間の店舗系、商業施設とか、そういうところも含めて国産材の比率が高まっていくところを期待しておりますので、こういった切り分け、公共建築物だけになるのか、もうちょっと幅広く切り分けになるのか、それと各都道府県のほうの目標とか、そういうのが出そろってきたときを見ながら、少しメルクマールになるようなものができるかどうかというのは少し考えていきたいと思います。

○岡田会長 企画課長さん。

○安東企画課長 今、木材産業課長から御説明した点も含めて、全体としていただいた国民に説明する際に、国民の皆さんにできるだけわかりやすく説明できるようにという御指摘だと思いますので、そういう視点でまた基本計画を、文章を書くときにどこまでそういう視点で盛り込めるかということと、基本計画本体以外に説明するときにはいろんな資料をつけて、冊子をつくったりして説明

していますので、そういった説明資料の中に、おっしゃったような指摘にこたえられるような資料、例えば8機能の説明ですとか、そういったものを工夫をしていきたいと思います。

○岡田会長 資料4の3ページ、4ページは前にも示していただいているのですが、ここがなかなか難しいですね。特にもあれかな。4ページのところ、言葉の問題もあると思うのですが、誘導という言葉がいっぱい出てくるのですが、例えば、4ページは誘導という言葉を使わないほうがわかりやすいかもしれませんね。誘導の考え方というよりは、目標実現への考え方ですね。考え方だから。

ここを皆さんはすぐおわかりになったか、望ましい森林の姿というのと、もう一つは指向する森林の姿というのがあって、この両方に向けて誘導というのが重ね重ねで出てくるのです。だから、これがわかりづらいいかなというふうに、私も何回も読みながら、ずっと感じてはありました。

最終的には、指向する森林の状態、これは前々回でしょうか、藤野委員からもあったように、最終的にはどんな姿になるんですかという、それが指向する森林の姿、状態ですね。それは、おおよそ100年後だというふうに置いているわけです。そしてここに出てくのは、5年後、10年後、20年後、それぞれにおける望ましい森林の姿と、こういうふうになっているわけですね。そこへ向けて、現状からどういうふうに誘導すると、こういう言葉がずうっといっぱい出てくるものですから、これは多少わかりやすくしたほうがいいのかという気は、何度か読みながら感じてはいます。このあたりはどうですかね。

○本郷計画課長 誘導という言葉がわかりにくいということで、これまでも計画として、こうするんですという意味合いではなくて、こうしていただきたいんですというニュアンスなので、誘導という言葉を使っているのですが、そこがかえって誘導という言葉自体の意味合いがわかりにくいということで、そこはどうできるか、私も今、知恵はないのですが、わかりやすいような形にはしたほうがいいのかと思いますので、御意見を踏まえて考えていきたいと思っています。

申し上げたいのは、国としてこうしたいんだと言ったものの、強制する話ではないということと、ある長期間の施業を通じてこういうふうに持っていくということなので、非常に使いやすい言葉だったものですから、ほかにうまい言い方があるかどうか、今、わかりませんが、そこは御指摘を踏まえたいと思います。

○岡田会長 どうぞ。

○合原委員 私は現場の人間なので、気持ち的というか感覚的には、誘導という形というのは理解できます。ただ、問題は国の施策として、理念というか、例えば100年後はこうだという、それと今度は現場というか、本物の森だとかの在り方と現実の経済活動は100年後には既に50～60年で変わっているわけですから、変化していきますよね。そこで10年ごととか5年ごとのチェックというものでは正していくというものは、すごく必要だと思います。理念というものを変えてはいけないと思います。

もう一つは、国有林と民有林が違うのは、国有林は今のところ国の所有物ですから、ぱさっとある程度の枠組で計画が立てられていくし、それがいいかどうかというのは基本的に難しい問題もたくさんあると思うのですが、民有林は御存じのように、もともと小さい所有者、今度、集約化にな

るにしても、民間のライフスタイルというか、里山の規定も難しいと思うのですが、どういう形で中山間地域とか、そういう地域が推移していくかという在り方によって変わっていくという状態がございますので、人間とのかかわりの中の森ということで、常にチェックしていきながらやるというのはあると思うのです。

でも、一番問題なのは、戦後の拡大造林のときに、木材等級、資源のために私ども民間、国民は木を植えたのですが、それが木材供給としての役を果たさなくてよいぞという形でばさっと切り捨てられるということになっちゃうと、資源的にも山的にも大混乱を起こすので、人間が責任を持てかかわったら、最後まで国としても、私ども民間としても森とのかかわり、森の理念というものをどこまできちっとチェックしていくかという、その在り方の中で誘導というものは、基本的に多面的に森とかかわる人間は、木材資源としてかわる人間もいるし、いろんなかわり方があると思う。そこに住んでいる人間もいる。そういうかわり方の中で、よりいいものをつくっていくというシステムは民間には保障していただきたいので、誘導という概念は悪くはないなと思ったのです。

○岡田会長 ほかにいかがでしょうか。藤野委員。

○藤野委員 今、誘導という言葉と国の目標というか、今回、私たちが審議していることなのですが、今、計画課長さん、こうしたいということだけど、それはこうしていただきたいということだと言われて、確かに国が全部やることではなくて、この社会は私たち国民が動かしていることではありますので、その言葉どおりなのですが、こういった目標はこうするんだというものではないとか、よって、こうなっていったらいいとか、みんなにこうしてねということは、そのとおりなんだけれども、ここに掲げるものは、こうなるべきだとか、そういう姿であるべきだと思うのです。今、合原委員おっしゃったように、50年前にやってきたことが、50年後にもう資源じゃないんだよという形に今、つくり変えるというものではないと思っていて、いよいよ資源として使える時代になった今こそ、資源としてしっかり使い出し、今後もこの循環が続くような形に、今、不均等な林齢体系であるところをもう少し均等な林齢体系にし、かつ蓄積量は将来、日本の国の中で使う木は日本の国で十分賄えると。もしかしたら輸出もできるかもしれない。もちろん外国からのいいものは使いながらも、しっかり国の中で自給率を上げていくという姿ということ、もう少し強く出していいのかなと思ひまして、今、会長さんが誘導という言葉に引っかかったということは、私も言われて気がついたのですが、思いました。確かに誘導ではあるのだけど、目指すところはもう少し、ここに行くぞというほうがいいのではないかなと思いますが、いかがですか。

○岡田会長 余り言葉にこだわらなくていいのですが、これがなくても通ずるよという、その程度なのです。

そのほかいかがですか。鮫島委員、どうぞ。

○鮫島委員 私も会長と一緒にというか、皆さんと一緒にずっとこれつくり上げてきたので、全体については余り言うてはいけないのですが、ただ、一個物すごく変わったところがある。これは3月11日を境にということじゃないかなと思うのですが、木質バイオマスエネルギーの位置付けそのものなんですね。これは一番最後の荷量のところで量としてはかなり大きな位置付けをしている

のですが、その背景にはCO2削減25%を達成するという物すごく大きな目標があって、上位概念としてあって、その中でかなり動いていた分があると思うのですね。

ところが、あの25%削減というのは、国の原子力政策と完全に一体になっていて、原発推進とタイアップして、あれができるような仕組みになっていたのです。ということで、それが全部崩れてしまったということなのです。

電力会社は今、何を考えているかという、火力で頑張って供給量をふやそうということを考えているわけですね。そうすると、火力の中に今、全量買い取りで3%を入れるということでいくと、木質バイオマスを、木材をかなりその部分に供給するという方向にも、下手をすると、つながりかねないわけです。

そもそも全量買い取り自体、出口で石炭交渉というところは余りアイデアがないなとは思っていて、あれは単なる数値合わせかなと思っていたのですが、むしろそうではなくて、木質バイオマスエネルギーというのは、もともとは熱で使うのが一番効率がいいわけです。ですから、熱と発電をきちんと組み合わせたエネルギー利用として、地域を支えるエネルギーとして、もう一回これをきちんと位置付けてやったほうがいいんじゃないかなと。

ただ、今この中で余りそこをいじっちゃうとよくないと思うので、考え方として、いろいろまたこれから流動的に物すごく動くと思われるので、その辺をフレキシビリティを持った形にするといいなと思っています。

もう一つ、例えば、これは資料5の5ページですね。これは燃料などとしての利用促進というこの流れの中にチップ工場があって、燃料や製紙用チップというのが同居しているのです。これは製紙会社が一番嫌うパターンで、マテリアル利用が優先であるという考え方はボード会社だとか製紙会社はすごく持っているわけですね。既存産業でみんな、それで生活しているわけですね。ですから、この書き方はないのではないかな。もうちょっとその辺の配慮がきっちりしたほうがいいということと、あと資料4の11ページで似たような図があるのです。これは多分、直材、小曲材、あと低質、これはB材、C材というものに対応すると思うのですが、恐らく今と同じように、マテリアルで使っている業界の人は、C材の取り扱いというのとC材の価格というものが、電力会社が入ってくることによってどうなるのだということを物すごく懸念されていたわけです。ですから、この辺も相当気を使って書いたほうがいいのではないかなというふうに思っています。

電力会社とマテリアルを使う業界で何が違うかという、電力会社というのは政策経済で動いている業界です。木材を使っていくほうというのは完全に自由競争のような世界なので、相当性格が違うということで、どうやってそこを統合的にきちんとコントロールしていくかというのは、これは行政がきっちりやっていかなきゃいけない部分ではないかなと思っています。以上です。

○岡田会長 どうですかね。木材課長さん。

○渚上木材産業課長 御指摘いただいた点は非常に重要な点だと思っておりますので、特に記述の仕方だとか、そういうところを含めて検討していきたいと思います。

○岡田会長 そのほか、いかがでしょうか。上安平委員。

○上安平委員 私、この基本計画の骨子案の文章のほうを読ませていただいて、とても感心したと

言ったら申しわけない、上から目線で物を申し上げられませんが、どちらかというと、森林とか林業というのがこれまでの人間や社会、日本の歴史と深くかかわり過ぎていたし、公益的な面もいっぱいあるがために経済活動という側面では、ほかの産業から見ると、比較的効率性の追求とかそういうものに低レベルであったのではないかなという気がしている中で、率直にそのことを反省されて、本当に思い切って林業の構造の改善に取り組もうとされているのかなという気がいたしまして、すごく頑張っておいでになるのだろうな、そうだそうだというふうに読ませていただきました。

ただ、これはあくまでも骨子案で、目標で、理想なわけで、これをどのように実行していくかということが一番大事なわけで、それに関しては、まだ、もう一つ確信を持ってないでおります。

表現として、この中に意欲的な施業者、創意工夫に富んだやり方を採用するとか、森林組合と民間事業体のイコールフットイングとか、今の時代で的を射た表現が随所に出てくるのですが、それをいざ実行する段階になると、ここの中のキーポイントというのは森林経営計画というのをいさなくちゃいけないということだと思うのですが、その計画性を出した人には直接支払制度を適用するということに、多分、そこで意欲とか創意工夫というのを審査なさるのだろうと思うのですが、そのときに今までと同じようにがんじがらめになってしまうのではないかなという気が抜けないのです。

申しわけないのですが、お役所に補助金の申請などをする場合、膨大な量の申請書とか書類をいっぱい書いて、しかも書き方というのがあって、みんなその場合には四苦八苦している現状の中で、また同じことが繰り返されると、せっかくの理念が現実には実行に移さないまま、創意工夫とか意欲ある者の芽がつまれてしまうのではないかなという気がしまして、それを何とかすくい上げるように皆様の頭も柔らかくなさって、できるだけ前向きなものを積極的に取り上げるような、今度は実施の際の工夫を是非お願いしたいと思っています。

さっきの誘導という言葉にちょっと出ているのですが、誘導というのは、ある状態をある人が知っていて、そこに迷える小羊を引っ張っていくというニュアンスがあるものですから、それでいいのかなという気がいたします。

それから、今度の東日本大震災ですが、これは起きたことだから、何が何でも復興しなくては行けないので、そのときに大変被害を受けた、これから先、林業も大いに関係してくるわけで、例えば公共建築物の木造化などをうまく偽装状態とか、人の目に見える形で提示したりできるのだよという可能性を提示したりすることで、こんなことを言うと不謹慎かもしれませんが、そういうものを実際に意欲を現実のものとして見せる機会が提供されたということだと思うので、これからのまちづくり、復興計画に大いに、この理念を反映させるように頑張りたいと思っています。以上です。

○岡田会長 ありがとうございます。

○皆川長官 鮫島先生のおっしゃっておられた、まさに木質の例えばバイオマスみたいなものの利用という意味で、発電というだけではなくて、熱供給みたいなことと併せてという御指摘もあったのですが、今、上安平先生の復興に向けてという中に、こういった考え方が反映されるようにというふうなお話があったので申し上げておきますと、今回の復興については、政府部内でも民間の方



を中心に、あと県知事が入った復興構想会というのが立ち上がっているのですが、そういった中でも、私、冒頭のごあいさつで申し上げたのですが、今回の大震災、その復興に当たってということと、森林・林業の再生プランの中で言っていることの重なりというのはかなり大きくて、一緒のトラックに乗せて、我々としては運用していきたいという話も申し上げたわけですが、復興構想会議の考え方の中に、そういった新しい震災からの復興という中に、例えば新しいまちづくりというときに、地域材だとかをより活用した、木質を活用した住宅、公共建築物、更にはそういう発電、熱源を併せたようなコンパクトシティというのでしょうか、新しい居住空間という中にそういうものも設置していくというようなアイデアを我々としても積極的にそういう構想の中に盛り込んでいただけるように発信を始めております。

そういうお言葉をいただいたので、我々も今後ともそういったことに反映されるように、当然、こういう基本計画の検討ということと平行に今いろんなものが進んでおりますので、これができ上がって、それを持っていくというよりは、その萌芽段階のところに我々も考え方を提示していくという形で申し上げていきたいと思っています。

○岡田会長 御指摘いただいた件はプランの議論で、随分たくさん出されました。そのことがここにも上手に反映されているのですよね。一番議論が多かったのは、日本の政策というのは世界で見ても、あらゆる政策がきちっとあるぐらいにすばらしいのですが、その理念を具体化する方法論と現場サイド、政策客体との上手なチャンネル形成というか、逆のベクトルがなかなか出てこない。これで政策は立派だけれども、実現されたためしがないみたいな、そういうことが随分と批判的に議論されました。

その上で資料5の10ページの今回の改革の視点としては、何としても実効性あることをしっかりとしよう。御指摘のような補助金の区分なども、極めて簡素化しよう、わかりやすくしよう、こういうことをここにも書き込むということで、初めてなっているやに、私自身は理解しています。

そのほか。

○鮫島委員 先ほどのことに関連するのですが、資料5の21ページの木質バイオマスの総合的利用の6行目のところに、都市部におけるペレットストーブの普及、これは一体何なんだろうと思ったのです。なぜ都市部じゃなきゃいけないのか。地域というのは非常に重要ではないかなと。都市部は要らないのではないかなと思ったのですが。

それから、ペレットストーブだけでなく、薪ストーブが今回すごく大事だとわかったと思うのです。ペレットストーブというのは、基本的に電気がないと使えないのです。停電になったらペレットストーブは何の意味もないので、エネルギーというのはある程度、それぞれで自立させたほうがいいのではないかと。また、石油のファンヒーターも余りよくなくて、石油ストーブのほうがいいのではないかと、今回思ったのです。

ですから、その辺はしっかり持ったほうがいいような気がします。電力に寄りかかるようなことからちょっと離れないと、セキュリティが確保できなくなつたのではないかなと思っています。

○岡田会長 そこは、是非踏まえていただきたいと思います。というのは、この資料5の中に、もって循環型社会の形成に寄与するという、ここへ向けてのチャンネルの濃いところが見えてこない

のです。だから、ここはもう一度、是非お願いしたいと思います。

安成委員、どうぞ。

○安成委員 私も鮫島先生がおっしゃる、原子力に対する、電気に対する考え方が国民の中で大きく様変わりをしたということが非常に重要だと思ってしまして、例えば住宅をつくる立場でも、これまでは電気は安いから、深夜電力でオール電化ということがあったわけですが、それが根本的に変わってしまった。そうすると、何が起るかというと、いかにエネルギーを使わない住宅をつかって、それをパッシブではなくて、アクティブでいかに、また、更にゼロに近づけるかということが重要になってくるわけですね。

そういうふうなことが変わることを前提としたときに、この計画を見たときに、例えばバイオマスの分野についても、これまででしたら、間伐材をペレットにしましょうねと、わざわざ乾かして、お金かけてやるから値段が合わないわけですね。それを今度は、例えば製材所だとか、建築の現場で出てきたきれいな廃木材を使ってもしやれば、十分できるわけですが、それは逆に部署からすると、国交省だったり、ほかの廃棄物だったりするジャンルの話であって、それをまとめてバイオマス利用しようという考え方はなかなかないじゃないですか。だから、そういうことも踏まえて、根本的なことを変えないと対応できないのではないかなという気がしているわけですね。

ですから、具体的に言いますと、今のバイオマス利用のところの書き方を少し変えていただいたり、あるいはさっきの住宅のところなどでも、もう少しCO<sub>2</sub>の固定化だとか、あるいは製造時のCO<sub>2</sub>をいかに少なくするかという概念、新しいルールをベースにした形の書き方を少しもっていただかないと、ルールが進まないのではないかなという感じがしました。

○岡田会長 ありがとうございます。

そのほかいかがですか。横山委員、どうぞ。

○横山委員 横山です。また別な話題になってしまうかも知れないのですが、3と4と5という、この3つの資料は随分読みました。今までずっと積み上げでつくられてきたものなので、余り細かいことを言ってもしょうがないのかなと思うのですが、感想のようなものを一つなんです。それからあとは幾つか要望があるので、後で申し上げますが、一般の国民の一人としてこれを読んだときに、そもそもこの2つの計画というものの位置関係自体がよくわからないというのがあります。この全国森林計画というのと、森林・林業基本計画という、この2つのものを別々な文書としてつくっていくというのを今後も続けなければいけないのかどうかという、その辺の組み立てを何か議論する機会というのがあったらいいなと思ったのが印象です。これは別にお返事なくていいです。

要望としては、読者の中に一般の人も含まれていると書いてあります。いろいろなコストというのは、日本人全員が出したお金で賄っていくべきだということにも書いてあるのですが、私がふだん森林のことについて語り合うような機会に集まる方々は、全国の森林をどうするかという計画だというふうに説明をすると、ここの範囲におさまらないことのほうにむしろ関心があるのです。まず、全国森林計画の冒頭あたりに、非常に基礎的な情報として、林野庁がつくる林業を中心としたこの計画で取り扱う森林というのは、どういう定義のものであって、森林ではあっても対象外のものがあるいろいろなあるというようなことについても、わかるようにしておく必要があるのではないかなと思

うのです。

例えば、環境省が考えているような森林、あるいは公園のようなところにある林、あるいはリゾート地の周りにあったり、セカンドハウスの場所が森林の中という人たちも結構多いのです。なので、ちょっとずれるかもわかりませんが、森林というのはどういうものであって、そのうち、この計画が押さえるべき、あるいは責任を持つ、あるいは願望として出していくものというのはどこなのかというのを書いたらいいのではないかなと思ったのが1つです。

2つ目は、これは議論できたと思うのですが、資料4の中で林業についての目標数値というのは大変緻密に組み上げられていると思うのですが、何か生物多様性の数値目標というのが用意できないのか。生物多様性に関係するものというのは、先ほど来から出ている、あるいはどの文書の冒頭にも多面的機能の発揮という言葉がきちんと出ているのですが、現代と将来世代の生態系サービスを日本人がどうやって確保していくのかということのとても重要な計画だというのが、これだと思うのです。木材というのも生態系サービスの一つのパーツでしかないというのが私の考えなのですが、そういう生態系サービスを確保するということを陸上生態系、あるいは森林生態系の中で満足させていこうと思う計画が、これだというような押さえ方というのを、もう少し前に出したほうがいいのではないかなと。教育とか、レクリエーションとか、普及のところにサービスという言葉はどこかに出ていたのですが、生態系サービスを確保するというような表現が見当たらないのです。だとすると、これは完全に林業の振興のための計画というふうに誤解されかねないなというふうに感じております。

多様性の数値目標を用意できないかというのは、国家戦略というのも政府全体が決めているものがありますので、この国家戦略の中で森林生態系の中で満足させるべきものは、この林野庁の計画の中に入れ込むべきだと思うのです。

具体的には、地域固有の生物種というのがもともとの生物群集の中で生きているという状態をつくりながら、そこで産業としての林業が成り立つ、そういうのが理想だと思うのですが、民有林の中で満足させられる業をシステムとして行っていく範疇の中でも満足させられることは、民有林の中でも満足させていくべきで、もしそこで満足させにくいものという、かなり難易度の高いものがあるれば、それは国有林で賄っていくというような、例えば、地域別の絶滅危惧種というのは増える一方なのですが、そういう地域別のレッドリストに載っかってくるような生き物たちのダウンリストというのを、例えば20年後までに何%はダウンリストさせるとか、そういうようなことを思い切って書けないかと思うのですが、というのが質問と意見です。以上です

○岡田会長 これはいかがいたしましょうか。計画課長さん。

○本郷計画課長 今、お話が出ました。全国森林計画や森林・林業基本計画、感想ということでしたが、これも去年1年の議論の中で、本当にこんな分けてつくる必要があるのか云々かんぬんという話があって、前回御説明しましたが、一つの冊子にして皆さんに御提供できるような工夫はしたいと思うし、重なっている部分は重複しないように役割分担をはっきりさせようということで、今考えているということです。その議論は1年間あったのですが、今、合冊をするというようなスタンスです。

対象外の森林についてという御要望があったのですが、環境省が考えている森林、あるいは公園の中の森林、あるいはリゾートの周りの森林というようなものも、この森林の計画には対象として含まれていると考えていまして、そこを、先ほど申し上げていたゾーニングとか、そういう形の中でリゾート地域の周り、あるいは、そういう公園の中というようなものをどう森林に持つていくのかということを書き連ねていきたいと考えているということで、この計画がそういうものは外側にあるんですよという観点では考えていないということです。

もう一つ、生態系サービス、生物多様性の部分については、私もどうしていいか、今、具体的なアイデアはないのですが、どんなことが可能なのか、国家戦略にも森林の生物多様性の問題は当然、私どもも御意見を下さっていただき書き込んでいる部分もありますので、そういうものと整合するようなことを、この森林・林業基本計画、あるいは全国森林計画で数値目標というところまで行き着くのか、そこまで熟度というか、検討が熟していないという気もしますが、どこまで何ができるか、検討させてください。おっしゃっていることはよくわかりますので。

○岡田会長 どうぞ。

○津元森林整備部長 森林整備部長ですが、横山さんの言われた、いろいろな森林に対する扱いについて、木材資源的なものが林野庁が今まで伝統的に中心でなかったのかという御議論だと思いますが、私もこういう計画に何度か携わっていますが、時代時代に応じて考え方が少しずつ変化をしています。特に森林・林業基本計画の前身であった資源基本計画時代も、特に平成8年の改定において持続可能な森林経営の概念というものを前面に打ち出して、その中には森林のあらゆるサービス、まさに委員おっしゃった生態系サービスのようなものもあるということも、当時は明記もいたしましたし、そういった考え方で、必ずしも木材だけではなくて、森林のいろんな多面的機能のもとにいろんなものをバランスをとっていこうということはあることは事実でございます。

ただ、目標だとか、いろんなものに言及されますと、関係省庁との関係だとか、知見の関係だとか、そういうことの調整も必要ですし、整備計画ですから国家的ないろんな目標については整合性をとる工夫はできると思いますが、具体には計画課長が言いましたように、どこまでできるかということは検討させていただきたいと思っております。

○岡田会長 前田委員、どうぞ。

○前田委員 自然生態系なり、あるいは多面的機能を維持しつつ、私たち末端での林業行政をつかさどる者として、今回のこの素案はこれを何とか実践に移したいという思いで、方針、目標、施策というのをしっかり我々は認識を新たにして取り組んでいかなきゃいけないと思っているのですが、そういう中で全体的に見させていただきますと、これを実践できたら、山村の活性化というのは必ず図れると、このような思いをしながら、ずっとこれを見せていただきまして、勉強させていただきました。

その中で資料5の4ページ、「林業の持続的かつ健全な発展に関する施策」の中の主な施策で、これをどこが核となって、これを実践に移していくかということになりますと、森林組合というものを専門的な機関として、組織として、半民半官的な組織だと位置付けておりますので、そういう面からしますと、ここに森林組合と民間事業者のイコールフットINGの確保というのは、まさに

このとおりだなと思っております。

そして、ずっとこの文書を見させていただきますと、8ページのほうにも「森林・林業再生プランの推進」ということで、一番下のほうに「高いレベルでの経済連携の推進と森林・林業再生とを両立させるため」云々ということが書いてございますが、こういうことでこの連携をしっかり強めることで、国際競争力をつけながら地域の活性化を図っていくということは、まさにここに掲載してあるとおりだと。

それともう一つは、10ページの「政策改革の視点」の中にも、「政策対象者が主体性と創意工夫を発揮する施策の展開」という面で、ここにも中ほどに「官と民、国と地方の役割を明確にしつつ」、そういうことと、その下のほうに「森林所有者・森林組合・民間事業体の創意工夫を発揮することを促す施策への転換」と、そういうことをここにびしゃっと掲載してございますので、私としては末端行政の中では、どこがイニシアチブをとって、このような実践的な体系をとるか。

今、よく言われます6次産業化ということに向けた取組からいたしますと、まさに生産と加工と流通、販売をこの形の中で実践するために、もちろん我々末端の公共団体であります長、それと専門的な位置付けであります森林組合、それと民間とのどういう連携を図るかということが、これから地域、山村の活性化、並びに多面的機能なり、生態系を維持しつつ、そういう面での持続可能な健全な発展を図っていくという面では非常に重要だと思っていますから、これを実践するためになお一層の御支援と、是非積極的な指導をいただけるとありがたいということで、これは全くこのとおりだと思っております。そういう思いが末端行政を担う者としての自治体の立場からすると、本当にありがたいと思っていますから、そういう面で森林組合というものが一つの専門的な組織だという位置付けをしっかりといただけるとありがたいなと思っていますので、よろしく願いいたしたいと思います。以上です。

○岡田会長 ちょっとだけ。先ほどの横山委員の件で、私たち1年間、森林・林業再生プランをずっとやってきたものですから、その中の議論を少しだけ補ってみたいと思います。

森林・林業基本計画と全国森林計画の関係は、きちっと整理をしなきゃいけないということで、最終的に皆さんが目にするときには、合本というか合冊にしよう。森林・林業基本計画というのは、あくまでも政策ビジョンだということですよ。しかし、それが日本全体の政策ビジョンで、お話ですねということでは困るので、我々がきちっと責任を持つべき流域単位、44の広流域でもって具体的にそこで出てきた数値なり考え方をきちんと落とし込んでおくということは非常に大事ですねということですね。

横山委員がおっしゃるような具体的なゾーニングですとか、取り扱いですとか、この森林は手をかけずに残しましょうとか、そんなことは、むしろ市町村の整備計画制度の中できちっとやっていきましょうと、こういう仕分けというか、峻別をしたということなのですよ。このあたりは今までは違った議論だったと思っています。

その上でなおかつ、資料5の14ページ、15ページにかけて、多様な、健全な森林への誘導というところで、かなり生態系サービスについて書き込めるところをできるだけ書き込むという方針で、これまで以上のことがここでは考えられていると思っています。これが文章化されて次回以降、出

てくるわけです。

それともう一つは、その裏のページもそうですし、公的な関与という、このあたりも同時に一緒に理解をいただけるとありがたいなという感じで御意見を伺いました。

どうぞ、鮫島委員。

○鮫島委員 横山委員の後半の生物多様性の定量化というのは、私も方法があると思っているのです。資料4の5ページに、現況で育成単層林がすごく多くて、育成複層林が少ない状況ですね。それを指向状態というのでは、育成複層林をすごく増やすわけですね。多分、育成複層林にすることによって、生物種は増えると思うのです。ですから、そういうふうに移行することによって、その生物種がどう変わったか、それをきちっとモニタリングされればいいと思うのです。これは多分、環境省あたりと連携してやれば、年を追って、その変化というのを追えるはずなのです。それは是非やられたほうがいいかなと思いますので、どこかに1行盛り込んでいただければ、できるんじゃないかなと思うのですね。

○岡田会長 それと、もし教えていただける件があれば、次回までにこんなことでどうだということも御提案いただければ、ありがたいと思います。

○横山委員 いろいろな林齢の林というのがほぼ同じぐらいの量でモザイク状に配置されるという、こういう森林に環境を変えてしまった場合に、何の生物群には有利に働き、何の生物群には不利に働くかということのを予測をして、その有利、不利というのが出てきたとしても、その生物群集としては変わるのか変わらないのかとか、そういうような予測をすることはかなりできるのではないかなと思うのです。

今は、平成22年の8ページの右上のグラフの状態の中で消えていく生き物というのが圧倒的に多くなっているという中で、それをこのシナリオのような環境に変えてしまったときに、どうなるのかというようなことを予測をして、その予測とのずれみたいなことがあるのかないのかをモニタリングしていくと、そういうことだと思うのです。

○岡田会長 わかりました。合原委員。

○合原委員 どうしても言わなければならなかったもので、遅くなったのに済みません。みんなから言われていたのですが、フォレスターと人材育成、資料5の19ページです。そのポツ2で「フォレスターの実践的な技術・理論、指導力」云々で、「林業普及指導員資格試験を再構築した上でフォレスターの認定試験と位置づけることを検討」するというふうに書いてございます。とすると、フォレスターというのは、今後も国有林だとか県の試験なんかに受かっちゃった、そういう人たちを位置付けるのでしょうか。民間で、例えば大学、専門学校でもいいし、高校でもいいし、5～6年とか7～8年、きちっと林業現場でお仕事をして、汗を流して、それからスキルアップしようとしてフォレスターを目指す。その目指すためには、これは既に皆さんの議論の中でこういうふうに言われたので、私は実感としてはわからない。

頑張ればできるのではないかと言ったけど、それは没になりまして、イコールフットイングであれば、民間の現場の中からもフォレスターを、例えば40歳でもいいですし、本当言うと40歳とか50歳の人をフォレスターにしてしまったほうが、その地域の森林にとっても詳しいのです。だから、

あえて資格を得てから全部を見るということではなくて、詳しい人がだんだんにスキルアップしてフォレスターになって、その地域の森林をととてもよく、市町村とか県とか国の行政との間の役割を果たすみたいなフォレスターという形で、行政的な発想も必要なのですが、逆に今、一番抜けているところは、みんな山を知らない。山を知らない人たちが山のことばかり言っているということなので、山を知っている人たちを育てるためにも、山の現場にいる人たちに、もっと夢とかチャンスを与えるようなフォレスターの仕組みというか登竜門、そういうのをつくっていただきたいというのが現場のほうの意見です。

○岡田会長 これは補っていただいて、木材産業課長さん、当時の。部長さん。プランの責任者でしたから。

○津元森林整備部長 私のほうから、フォレスターについては、既にいろいろ報告書等で、このような形で進めようということをしてしていますが、25年度から本格的にやろうということを考えています。

フォレスターは何をやるのかということも、検討委員会で随分議論しましたが、市町村の森林整備計画とか、今度新しくできる森林経営計画、こういった市町村にとってかなり大変な業務がありますが、この作成の支援をとりあえずしていこうということが大きな業務になっています。

そういうところを議論していくと、とりあえずは、手っ取り早いと言ったら変ですが、行政で現在も都道府県の指導普及員だとかを協力しているということもあり、現実的ではないかということがあって、とりあえず23年度、24年度は准フォレスターといったことで国有林職員と都道府県の職員を対象に、すぐに森林計画制度の変更等が来るので、国の資格試験として研修等をしてやることになっています。25年度以降は、これも書いていますが、民間の人、市町村の職員も含めて、幅広く資格制度を取れるような形にしていこうということです。

ただ、何分にも制度が始まったばかりなので、合原委員がおっしゃるようないろんな期待もありますが、そういうものを現に進めながら検討していくPDCAサイクルのようなことをしながら、これからも御意見をいただこうと思っていますし、もう一つの議論としてプランナーという方々、特に市町村の方で、森林組合の職員さん、民間の職員で、山に非常に精通している人がいます。こういったプランナーの活用も必要ではないかということも言われておりますので、フォレスターとプランナーの連携というか、日ごろの日常的な意見交換というか、これも十分気をつけていきたいと思っています。

○合原委員 私が言いたかったのは、これほどきちとした新しい再生プランが実効性が上がるためには、私どもがみんな期待している。その期待というのは何かというと、今までどおりであってはならないということなのです。今までどおりとは何かというと、私どもお金がないものですから、お金のために何となく言うことを聞いてしまう。市町村もそうです。だから、大局を見ない。しかも現場を見ない。

私が言いたいのは、そういうことがないような人材育成、例えば日田では林業高校があります。その子どもたちが行くところがないのです。そういう子どもたちでも夢を与えるような、そういう人材育成のシステムをつくっていただきたいなど。

○岡田会長 ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。加賀谷委員。

○加賀谷委員 先ほどの横山委員の意見に対してコメントだけ。森林・林業基本計画は、私は林業のための計画だと思っておりました。ただ、それは森林と生態系を全然否定するということではなくて、人が何かしら手を加える林業というものは、必ず生態系にも影響を与えるものなので、だからこそ、きちんと計画を立てて生業としての林業と自然の森林を両立させていこうというための計画だと考えておりますので、今回のこの計画というのは、そういう意味ではディテールまで考えられているのではないかと考えております。

ただ、森林・林業再生プランを実現させなければいけないということが前面にあらわれ過ぎている余り、環境のことが若干抜け落ちているかなという向きはあるかなというふうに感じております。

私が気になったところが、資料5の森林の多面的機能の発揮の、先ほどのような誘導に似たようなニュアンスの問題なのですが、大くりに骨子のところで路網整備の加速化に伴って森林整備が進展することによって、育成単層林とか天然生林の移行ペースが加速化するという言葉についてですが、これは細かい文章のほうも、11ページの(5)になるのですが、こういうふうに文章で加速化というふうに書いてしまうと、確かに環境が整うというニュアンスだとは思いますが、森林が今まで単層林だったものが複層林に移行するということをしなくても、森林の姿がぱぱっと加速化して変わるというわけではないので、このニュアンス、加速化という言葉がふさわしいのかどうかというのがちょっと引っかかったところでございます。

もう一つ、ディテールに入ってしまうところなのですが、資料5の16ページ、「社会的コスト負担」の部分ですが、ここに分収林契約の話が入っていますが、これに関しては社会的な合意が得られているのかどうか疑問に感じる部分とか、議論的に足りているのかなということが気になりましたので、この辺についてお考えを述べていただければと思います。

○岡田会長 これはどなたがいいですか。企画課長さん。短く。

○安東企画課長 1点目の路網整備の加速化のところですが、資料4の路網整備の15ページから17ページで、考え方と数字を説明しましたが、車道で言えば、現況19万キロメートルを10年間で8万キロメートル増加させるというのは、今の路網整備のペースに比べてはるかに多いペースなので、そういう意味で加速化と。毎年の事業量を今よりもはるかに増やしていかなくちゃいかんよという意味で加速化という言葉を使っています。そのために予算も加速化して必要だよという意味もありますが、そういった意味で使っています。ほかの言葉と言われてもと思います。

○加賀谷委員 これが多面的機能の発揮というところで、路網整備を加速するということに関して異議を唱えているのではなくて、これに伴って複層林などへの移行ペースも加速化するというふうにと書くと、あたかもこれをやったことによって多面的機能まで加速して発揮できるというようなニュアンスにとらわれないかなというのが引っかかったところです。森林の姿が、整備をすることですぐ変わるというわけではないので、この辺のニュアンスだけの問題なのですが。

○岡田会長 ありがとうございます。

この辺は文章表現を含めて、内容がきちっと伝わるようにということで。



それでは、更に御議論いただきたいところですが、今日、国有林部会もこの後設定をしているものですから、ここで今日の議論を終えたいと思います。どうしてもこれだけ言わなきゃいけないという人がおりましたら、ごくごく短く。それでは。

○藤野委員 資料4の8ページの表、ありがとうございました。私が将来目指すべき姿をしっかりとあらわしていただきたいということで、このグラフをつくっていただいたと思いますが、実は心配していたように、横山委員から御意見が出ましたように、これで生物多様性がこれからどうなっていくのかもちゃんと見てほしいということがあって、どんな森になっていくかということが、これでわかるのかということが、私としてはまだ疑問がございまして、これから私たちの暮らす日本の森がどうなっていくかということの表現をもう少し工夫していただけたらと思っております。

○岡田会長 ありがとうございました。本当にお忙しい中を多くの御質問、御意見をいただきました。改めて感謝を申し上げます。

次回は、既に御案内かと思いますが、今の段階では5月20日に次回を予定してございます。いただきました御意見を踏まえつつ、更に次回もこの部分は文章が出るわけですね。できるだけ早目に委員に届くようお願いをしておきますので、再度、御精査をお願いしたいと思います。

それでは、今日の審議会を以上で閉じたいと思います。なお、この後、3時半から国有林野部会をこの場で開催をさせていただきます。

本日は、ありがとうございました。